

東京都北区業務継続計画
<オールハザード型>

令和8年3月改定

東京都北区

目 次

第1章 業務継続計画の策定趣旨	1
1 計画の目的	1
2 計画の策定・改定	1
3 各計画等の体系	1
第2章 基本方針	2
1 用語の定義	2
2 業務継続計画策定の効果	3
3 業務継続の基本方針	4
4 計画の適用範囲	4
5 他計画・マニュアルとの関係	5
第3章 被害想定	6
1 地震	6
2 大規模風水害（荒川の氾濫）	10
3 その他の災害	11
第4章 非常時優先業務	14
1 非常時優先業務の選定及び優先順位の設定	14
2 休止する業務	14
3 非常時優先業務の活動開始時期	15
4 応急業務	16
5 業務継続の優先度の高い通常業務	21
6 休止した通常業務の再開	24
第5章 業務執行体制の整備	25
1 非常配備態勢	25
2 権限の代行	27
3 災害対策本部の設置	27
4 初動措置	28
5 職員の安否確認	31
第6章 人員の確保	32
1 参集人員	32
2 持続可能な態勢の構築	34
3 庁外からの職員等の受入れ	35

第7章 業務継続のための執行環境の整備 36

1 代替施設の選定	36
2 区有施設の安全確保	38
3 ライフライン・情報システムの確保	38
4 通信手段の確保	42
5 区有施設・区内空地の用途選定	44
6 業務継続上の課題	51

第8章 協定による執行体制の確保 53

1 協定の締結状況	53
2 今後の取り組み	53

第9章 業務継続マネジメントの推進 54

1 業務継続マネジメントの推進と計画の改善	54
2 検討組織	54
3 防災訓練・研修指針	55

第1章 業務継続計画の策定趣旨

1 計画の目的

大規模災害が発生した場合、行政は、災害対策及び災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担う一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。しかしながら、過去の災害では、行政自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により対応に支障を来した事例が散見されるところであり、このような非常事態であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、本計画を策定するものとする。

2 計画の策定・改定

区は、「北区業務継続計画<地震編>」を平成23年3月に策定し、東京都北区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の補完的な計画として位置付けてきたところである。

平成31年3月改定では、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月 内閣府（防災担当）」に示された、必ず定めるべき「業務継続計画に特に重要な6要素」の明確化及び地域防災計画（平成30年3月改定）との整合性を図るため、一部改定を行った。

令和8年3月改定では、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月改定 内閣府（防災担当）」及び「東京都業務継続計画（令和5年11月改定 東京都）」を踏まえ、震災以外の災害への対応や職員の勤務体制などを記載するとともに、地域防災計画（令和6年3月改定）との整合性を図り、オールハザード型として全体的な改定を行った。

3 各計画等の体系

本計画と他の防災関連計画との関係は、図1.1のとおりである。

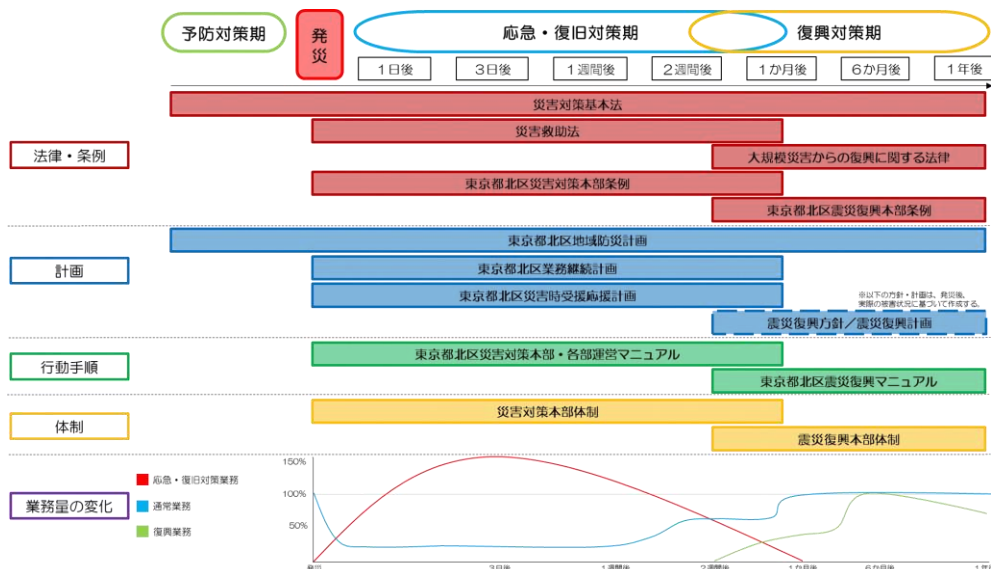


図 1.1 計画等の期間体系図

第2章 基本方針

1 用語の定義

本計画で用いる業務の名称等の定義は、次のとおりとする。

(1) 応急業務

地域防災計画に規定されている応急対策業務及び早期実施の優先度の高い復旧・復興業務

(2) 通常業務

平常時に区が行っている業務

(3) 業務継続の優先度が高い通常業務

区民サービスに与える影響が重大である等の理由により、災害時にも停止・休止できない通常業務

(4) 非常時優先業務

応急業務に業務継続の優先度が高い通常業務を加えたもの

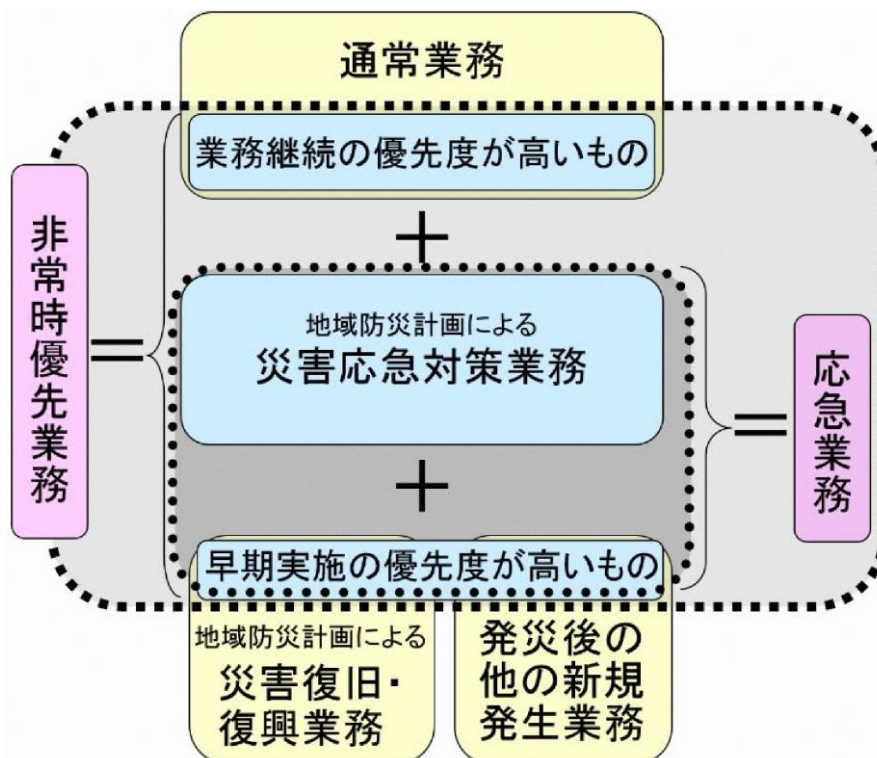


図 2.1 非常時優先業務等のイメージ

出典：市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成 27 年 5 月 内閣府（防災担当））

2 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に、区においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

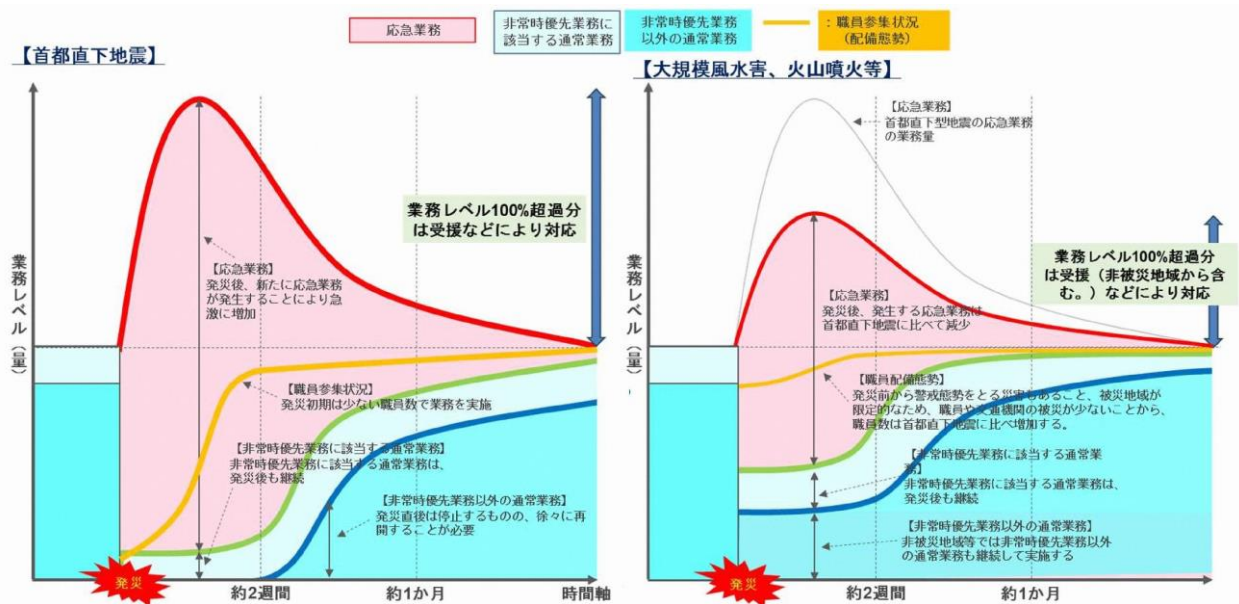
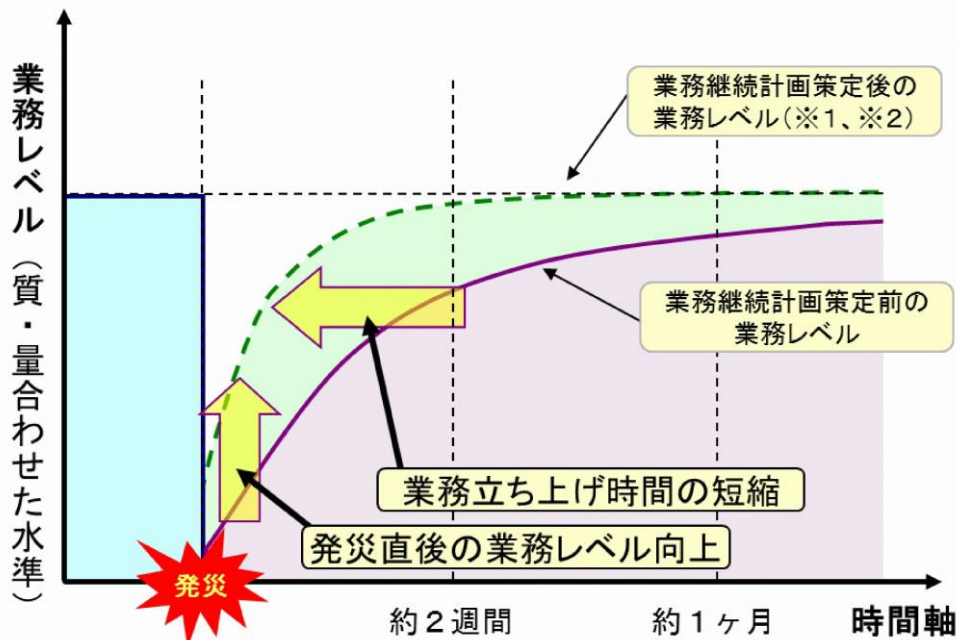


図 2.2 発災後に区が実施する業務の推移 (イメージ図)

出典：東京都業務継続計画 都政 BCP (令和 5 年 11 月 東京都)

このような状況において、本計画に基づき対応する効果は、図 2.3 のようになる。



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

図 2.3 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図 (イメージ図)

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き (令和 5 年 5 月 内閣府 (防災担当))

3 業務継続の基本方針

(1) 全庁を挙げた災害対応態勢を直ちに確立する

大規模災害発生時に区民の生命、生活及び財産の保護並びに行政機能への影響を最小化する観点から、災害の規模や状況に応じた全庁態勢を直ちに確立し、災害応急対策に従事する。

(2) 非常時優先業務を確実に実施する

全庁統一基準に基づき抽出した非常時優先業務を確実に実施する。

事前の対策として、非常時優先業務の実施に必要な人員等を確保するとともに、人員等が不足する状況下においても確実に非常時優先業務を実施できる体制を構築する。

(3) 通常業務は、被害の状況等に応じて縮小・休止する

区内の広範囲で甚大な被害が発生した場合は、人的資源確保の観点から、発災後1週間程度は優先度の高くない通常業務を休止し、非常時優先業務を最優先して実施する。その後は、復旧状況等も踏まえながら、通常業務を徐々に再開させていく。

災害の事象や規模に応じて被災していない地域がある場合は、被災地域の対応に注力しつつも、非被災地域の通常業務も並行して行う必要があり、そのバランスを踏まえながら体制を構築する必要がある。

4 計画の適用範囲

(1) 対象事象

「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」や「東京都北区洪水ハザードマップ（令和6年3月）」等を参考に、本区に大きな被害をもたらすと考えられる次の災害を本計画の対象とする。

地震：首都直下地震、 風水害：荒川氾濫、 その他：中規模災害・複合災害

(2) 対象時期

災害発生から概ね1か月程度を対象時期の目安とする。

(3) 対象業務

大規模災害時であっても、優先して実施すべき業務である非常時優先業務とする。

(4) 対象組織

東京都北区役所の全組織を対象とする。

5 他計画・マニュアルとの関係

地域防災計画では、都や区、防災関係機関等が連携して実施すべき予防対策、応急対策や復旧・復興対策に係る業務を総合的に示しており、各主体における基本的な役割分担を定めている。

これを補完し、具体的な体制や手順を定めたものとして、各種の計画・マニュアル等を整備することで、各部署における応急業務の行動を取り決めておくことが可能になる。

本計画は、上記の計画・マニュアル等を踏まえ、大規模災害発生時に区自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に取り組むべき重要業務をあらかじめ特定し、業務の執行体制や執務環境、継続に必要な資源の確保等を定めておくことで、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保することを目的としている。

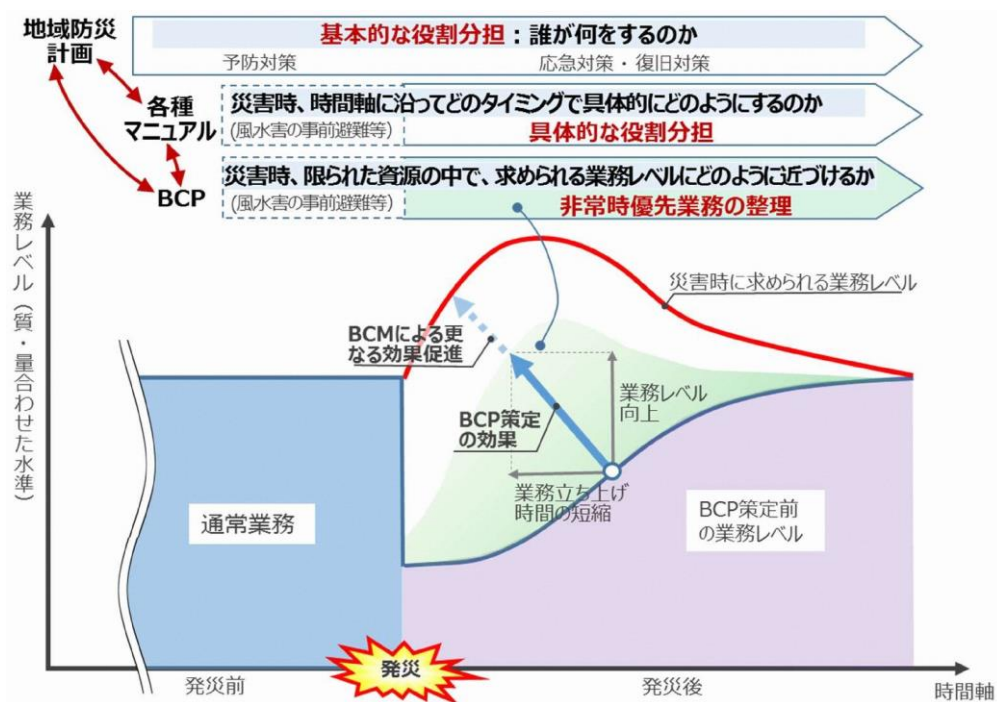


図 2.4 業務継続計画と各計画・マニュアル等との関係

出典：東京都業務継続計画 都政 BCP（令和 5 年 11 月 東京都）

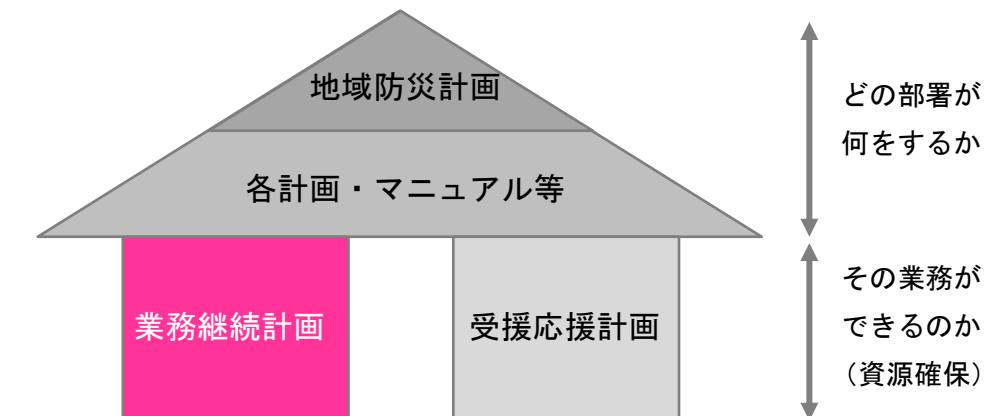


図 2.5 計画・マニュアル間の関係図（イメージ）

出典：市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成 27 年 5 月 内閣府（防災担当））を参考に作成

第3章 被害想定

1 地震

(1) 想定する地震

本計画が想定する地震は、東京都防災会議が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」において、区の被害が最大となる「都心南部直下地震（マグニチュード7.3）」とする。

(2) 発災条件

発災条件は、物的被害や避難者数が最大となる冬の夕方18時、風速8mとする。

ただし、死者、負傷者、自力脱出困難者については、多くの人々が自宅で就寝中に被災し、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い冬の早朝5時における値とする。

(3) 被害想定

都心南部直下地震（マグニチュード7.3）による区の被害想定は、図3.1、図3.2、表3.1のとおりである。

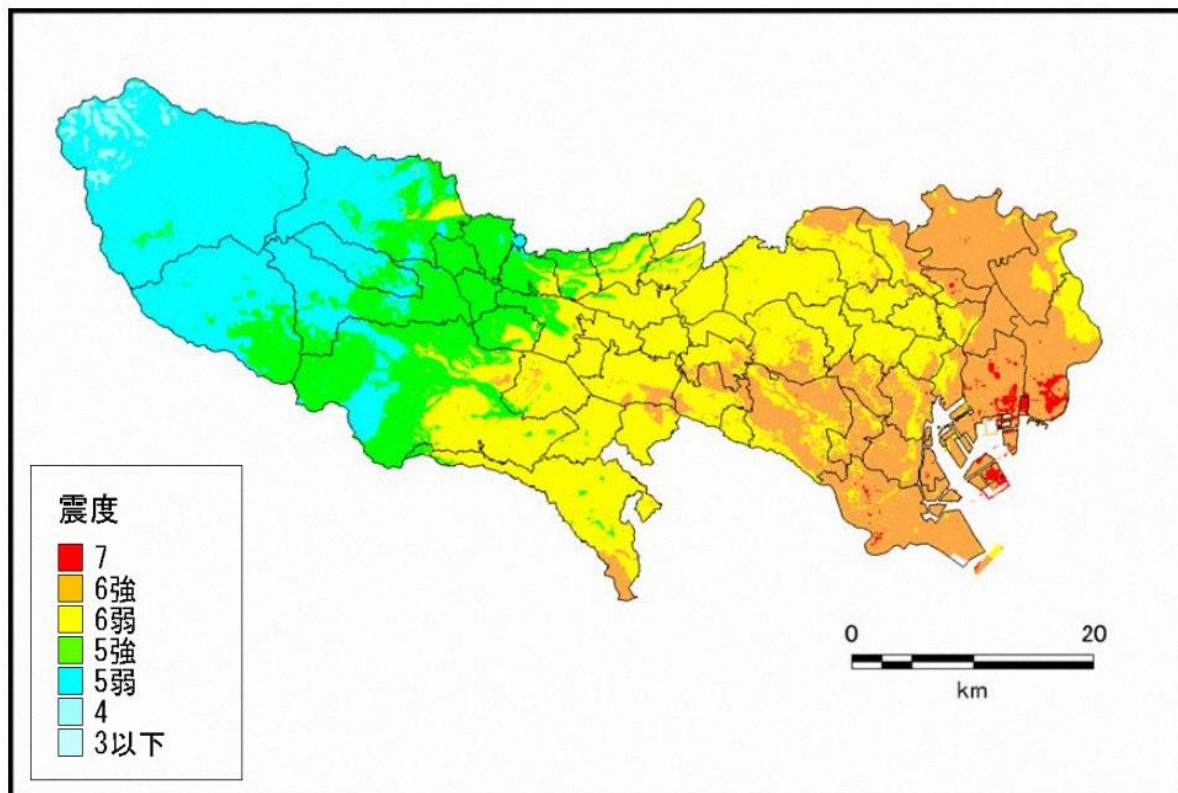


図3.1 東京都震度分布（都心南部直下地震）

出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月25日公表 東京都防災会議）

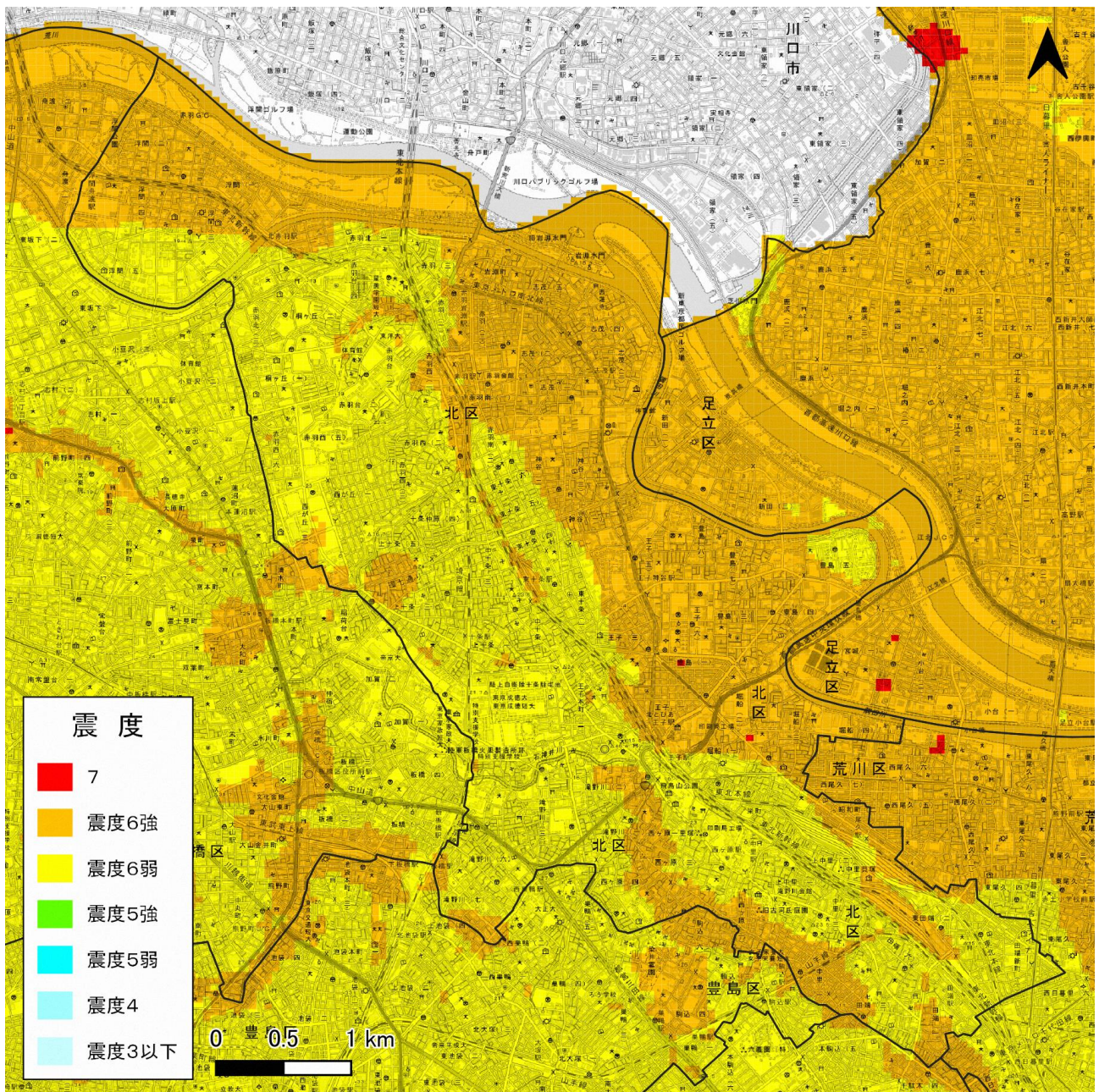


図 3.2 北区震度分布（都心南部直下地震）

出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月25日公表 東京都防災会議）

1 地震

表 3.1 北区内被害状況一覧（都心南部直下地震）

条件	時期及び時刻		冬・早朝		冬・昼		冬・夕方	
	風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別 建物 全壊	ゆれ(棟)	3,178		3,178		3,178	
		液状化(棟)	41		41		41	
		急傾斜地崩壊(棟)	3		3		3	
		計	3,222		3,222		3,222	
	火災	焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	226	234	273	284	518	541
	ライフ ライン	電力(停電率)	13.1		13.1		13.6	
		通信(不通率)	0.8		0.9		1.4	
		ガス(供給停止率)	0.0		0.0		0.0	
		上水道(断水率)	31.5		31.5		31.5	
		下水道(管きよ被害率)	4.7		4.7		4.7	
		閉じ込めにつながりうる エレベーター台数(台)	542	542	543	543	546	546
		震災廃棄物(万t)	76	76	76	76	77	77
	人的被害	死者(人)	217	217	99	100	148	149
		うち要配慮者死者数(人)	172	172	79	79	118	118
		負傷者(人)	2,761	2,761	2,002	2,002	2,437	2,437
うち重傷者(人)		315	315	248	249	386	386	
避難者(人)		85,166	85,207	85,403	85,458	86,637	86,748	
滞留者数(人)		-		308,764		308,764		
うち帰宅困難者数(人)		-		53,263		53,263		
	自力脱出困難者(人)	1,161		756		828		

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月25日公表 東京都防災会議）

(4) 業務継続への影響

1) 職員の被災

休日夜間に発災した場合、職員やその家族等の被災により、参集できない職員の発生が予想されることから、「第6章 人員の確保」において、参集人員の試算や職員のローテーション体制の構築など、対策を定める。

2) 道路・公共交通機関の影響

道路や橋梁等の被害が発生するほか、建物倒壊による道路の閉塞が発生し、高速道路及び直轄国道等の主要な路線では数日間、区道や生活道路では少なくとも1週間以上、道路啓開完了まで時間を要する。また、公共交通機関についても、地下鉄は1週間程度、JR及び私鉄は1か月程度の停止が予想されることから、職員の参集方法は、原則、徒歩又は自転車によるものとする。

3) 庁舎機能への影響

各庁舎が使用不能になることが想定されるため、「第6章 人員の確保」、「第7章 業務継続のための執行環境の整備」において、課題及び対策を明確化する。

(5) 留意点

都心西部直下地震等のフィリピン海プレート内の地震は、どこの場所の直下でも発生する可能性があると考えられているため、震源位置によっては、区において、都心南部直下地震の被害想定結果以上の被害が発生する可能性がある点に留意する必要がある。

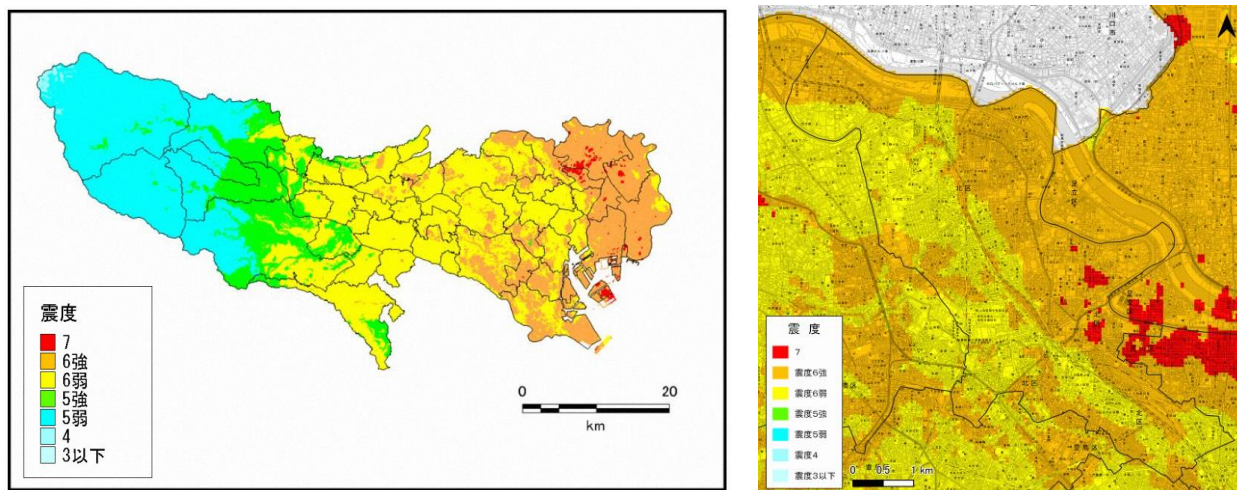


図 3.3 震度分布（都心西部直下地震）

出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月25日公表 東京都防災会議）

2 大規模風水害（荒川の氾濫）

（1）想定する風水害

本計画が想定する風水害は、「平成 27(2015)年の水防法改正による最大規模降雨（荒川流域における72時間の総雨量632mm）に基づく荒川水系荒川の洪水」とする。

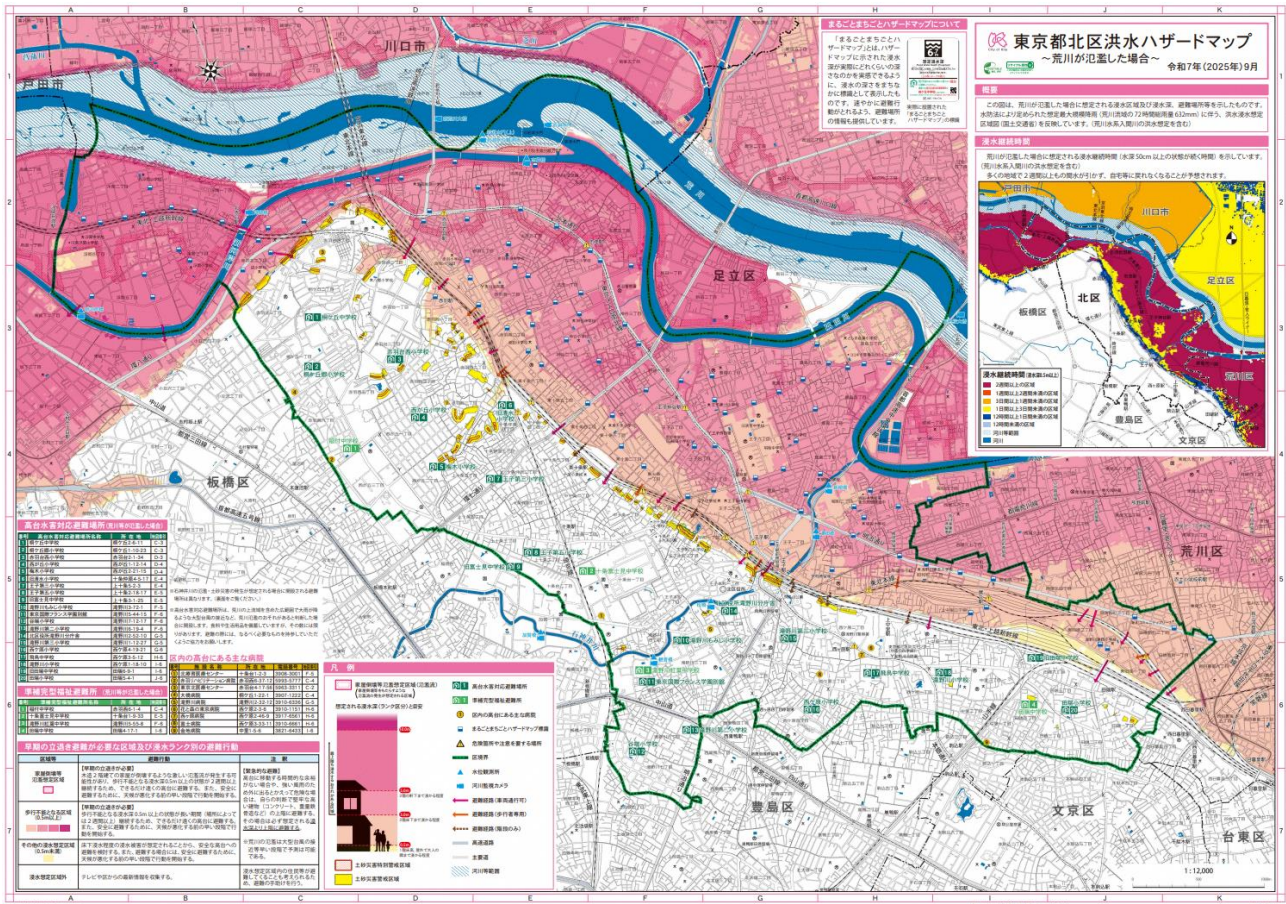


図 3.4 東京都北区洪水ハザードマップ ～荒川が氾濫した場合～

（2）業務継続への影響

1) 職員の被災

台風の進路や気象予報などにより、風水害はある程度の予測が可能のため、警報の発表状況に応じて職員の事前配備を行うことが可能である。必要に応じて、災害の発生前の段階で、災害対策本部を設置する。

2) 道路・交通機関の影響

事前の体制構築に当たり、留意すべき事項として、鉄道の計画運休が挙げられる。鉄道の計画運休は、利用者等への情報提供やそのタイムラインなどについて国がとりまとめており、計画運休開始の48時間前にその可能性について、24時間前にその実施について情報提供を行うこととなっている。こうした状況も見据え、早めの体制構築等の対応が必要となる。

3) 庁舎機能への影響

荒川氾濫の洪水浸水想定区域外となるが、各庁舎の一部に損傷や損壊等による被害によって使用不能になることも想定し、「第6章 人員の確保」、「第7章 業務継続のための執行環境の整備」において、課題を明確にしたうえで、計画を定める。

3 その他の災害

(1) 中規模災害

1) 南海トラフ地震等の中規模地震

区における南海トラフ地震の被害想定では、最大震度は5強程度とされており、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策強化地域」の指定地域に含まれていない。こういった震度5強以下の中規模な地震に関しては、都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講じる。

2) 隅田川・新河岸川・神田川・石神井川の氾濫

区では、石神井川・新河岸川・隅田川といった中小河川が流れている。

大型台風や集中豪雨等の際は、河川沿いや地盤の低いエリアにおいて浸水被害が発生するほか、がけ地等において土砂災害が発生する。中小河川の氾濫に関しては、荒川氾濫における対応と同様に、被害の発生前段階から避難情報の発令や避難場所の開設等を行うとともに、発災後における浸水エリアの排水や都等と連携した護岸の復旧作業等を行う。

(2) 火山噴火（富士山噴火）

本計画が想定する被害は、中央防災会議 防災対策実行会議 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが令和2年4月に公表した「大規模噴火時の広域降灰対策について（報告）」において、首都圏への影響が最大となる「富士山噴火 ケース2（西南西風が卓越）」とする。

この想定では、区に2～10cm程度以上の降灰が生じることで、鉄道の運行停止や車両の通行不能、停電、通信障害、上下水道の支障等が発生する恐れがあることから、区においては、極力通常業務を継続しつつ、道路除灰や区民に対する火山灰の処分方法の周知等の災害対応業務を並行して行うことが必要となる。

ただし、富士山噴火については、「東京都業務継続計画（令和5年11月改定 東京都）」には規定がなく、今後検討を深化する取り扱いとされていることから、本計画においては、当該計画に富士山噴火が位置付けられるまでの間は、他の災害の例に準じて対応していくものとする。

3 その他の災害

(3) 複合災害

同種又は異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。

表 3.2 被害想定で想定する主な複合災害

地震＋風水害	<ul style="list-style-type: none">・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
地震＋火山噴火	<ul style="list-style-type: none">・数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
地震＋感染拡大	<ul style="list-style-type: none">・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

出典：東京都北区地域防災計画（令和 6 年 3 月改定 東京都北区防災会議）

第4章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定及び優先順位の設定

区は、地域防災計画で定める応急対策業務、早期実施の優先度の高い復旧・復興業務及び業務継続の優先度が高い通常業務を非常時優先業務として選定する。

このうち、業務継続の優先度の高い通常業務は、全通常業務のうち、次のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 区民生活を支えるために不可欠な業務
- (2) 区民の重大な安全にかかわる業務
- (3) 法令等に処理期限のある業務
- (4) 業務継続に必要な基盤となる業務

選定した非常時優先業務は、限られた人的・物的資源を集中的に投入するが、想定を超える被害（区自らの被害を含む。）が発生した場合は、非常時優先業務であっても、その全てを行うことが困難になる可能性がある。

よって、非常時優先業務ごとに業務着手の遅延による影響について、表 4.1 の5つの指標に基づいて評価を行い、非常時優先業務の中から特に重要な業務を選定し、優先順位を定める。

表 4.1 非常時優先業務の評価に係る5つの指標

指標	評価の観点
生命の保護 (救助)	業務が遅延・中断することにより、要救助者の発見や救助部隊の移動・到着が遅れが生じ、死傷者が拡大する。また、被害確認や応急措置・復旧が遅れ、余震等により建物倒壊が発生する等の二次被害が発生する。
被災者生活 支援	業務が遅延・中断することにより、避難所等で生活する被災者の身体的・精神的な負担が増える。
財産の保護 (応急復旧)	区の施設・設備の復旧が遅れることで、区民の財産に影響を及ぼす。また、区民の生活に必要な基本的な社会インフラの復旧が遅れる。
生活再建 ・復興	業務が遅延・中断することにより、被災者の生活再建（衣食住の確保）や社会・経済活動の回復が遅れる。
行政機能維持	業務が遅延・中断することにより、区役所の機能の回復が遅れ、災害対応も遅延・中断する。

出典：東京都業務継続計画 都政 BCP（令和5年11月 東京都）

2 休止する業務

非常時優先業務以外の通常業務は、休止する。

3 非常時優先業務の活動開始時期

選定した非常時優先業務について、業務の緊急性や必要性を判断し、災害発生直後、A：直ちに着手すべき業務（初動対応）、B：1日～3日以内に着手すべき業務（即時対応）、C：4日～30日以内に着手すべき業務（復旧対応）に区分し、活動開始時期の目安とする。

表 4.2 非常時優先業務の活動開始時期の目安

分類	A		B		C		
	初動対応		即時対応		復旧対応		
着手時期	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	30日以内

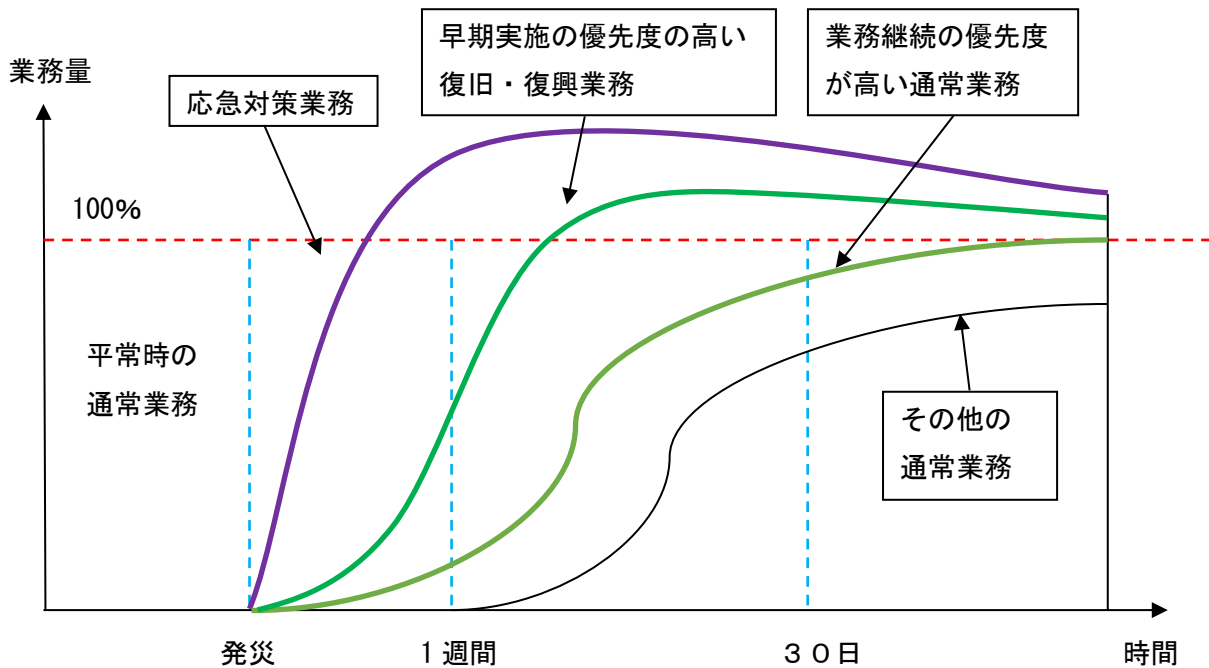


図 4.1 業務区分別の業務量推移

4 応急業務

地域防災計画（令和6年3月改定）に定められている災対各部の応急業務における発災後の活動開始時期の目安、時期別の必要人数等は、次のとおりとする。

(1) 震災時

災対部	班等	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安 [時期別の必要人数（応援職員等を含む。）]							代替可否				
				3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	30日以内	他自治体職員	都区ボランティア	リモート業務		
災対政策経営部	復興本部準備班	災対政策経営部の総括管理	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)						
		復興本部事務局の体制整備	2	7	7	4	4	1	-	-					
		復興方針・復興計画の総合調整	3	-	-	4	4	6	7	7					
	災害対策予算班	予算措置方針の策定・通知	1	4	4	2	2	-	-	-				●	
		財政需要見込み額の調査	2	-	-	1	1	-	-	-				●	
		国庫負担・補助金等の手続き	3	-	-	1	1	4	4	4				●	
	システム対応班	電子計算システムの被害調査	1	35	35	18	18	-	-	-					
		電子計算システムの復旧等	2	-	-	18	18	35	35	35					
災対総務部	施設班	区有建築物の応急危険度判定	1	39	39	39	19	26	-	-	●				
		区有建築物の詳細調査及び復旧工事	2	-	-	-	19	26	103	103	●				
	人的受援班	災対本部・各部の人員調整	1	49	5	5	5	5	5	5	●		●		
		都、他自治体等への人的応援要請・管理	2	-	39	39	39	39	39	39	●		●		
		宿泊施設の確保	2	-	5	5	5	5	5	5	●				
	車両等調達班	災対総務部の総括管理	1	3	1	1	1	1	1	1					
		区有車、会議室等の管理・調整	1	3	2	2	2	1	1	1	●				
		車両、船舶等の調達・管理	2	-	4	4	4	3	3	3	●				
	女性・外国人等支援班	外国人への情報支援	1	1	1	1	2	2	2	2	●	●	●		
		女性被災者等に係る相談・支援	2	-	1	2	3	3	3	3					
災対危機管理室	統括班	災害対策本部の設置	1	(24)	-	-	-	-	-	-					
		災害対策本部会議の開催	1	5	5	5	5	5	4	4	●				
		災害対策本部長の意思決定に係る補佐	1	19	19	19	19	19	19	19	●				
		災害弔慰金の支給	2	-	-	-	-	-	2	2					
	対策班	災害対策本部長室の庶務	1	8	8	8	8	8	8	8	●				
		災害対策本部室他班及び災対各部の応援	1	34	34	34	34	34	34	34					
		特命業務への対応	1	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	●		●		
	情報班	通信回線及び通信機器の確保	1	(42)	(42)	(42)	(42)	(42)	-	-					
		災害情報の収集、分析及び処理	1	42	42	42	42	42	42	42	●		●		
		被災状況、災害対策活動等の記録、公表及び広報	1	28	28	28	28	28	28	28	●		●		
		各協定事業者・団体等の被害及び協力可否の確認並びに協力要請（他の災対部に属するものを除く。）	1	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)				●	
	受援班	人的受援に関する都との連絡調整並びに災対総務部及び災害ボランティアセンターとの連携	1	7	7	7	7	7	7	7	●		●		
		物的受援に関する都及び災対各部との連絡調整	1	27	27	27	27	27	27	27	●		●		
		物資の管理、配給計画及び輸送に関する災対地域振興部又は災対区民部との連携	1	(27)	(27)	(27)	(27)	(27)	(27)	(27)	●		●		
	災対地域振興部	地区本部班	災対地域振興部の総括管理	1	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)				
			地区本部の設置・運営	1	119	119	119	119	119	119	119				
被害概況等の把握・報告			2	5	5	5	5	5	5	5				●	

災対部	班等	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安 [時期別の必要人数(応援職員等を含む。)]							代替可否			
				3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	30日以内	他自治体職員	都区ボランティア	リモート業務	
	帰宅困難者対策班	駅前滞留者対策協議会との連絡調整	1	8	3	3	3	(3)	-	-			●	
		一時滞在施設の開設・運営の支援	2	8	12	12	12	(12)	-	-	●	●		
		都等による広域輸送の支援	3	-	-	(3)	(3)	(3)	-	-	●			
		生活相談総合窓口の開設準備	3	-	-	-	-	-	15	15	●	●		
	物資班	地域内輸送拠点の決定	1	10	-	-	-	-	-	-				
		物資輸送事業者との連絡調整	2	-	6	6	6	6	6	6			●	
		物資の受入・管理・配送	3	-	10	10	30	30	30	30				
	施設班	スポーツ施設等の被害概況の把握、点検・保全等	1	6	6	-	-	-	-	-				
		スポーツ施設の利用用途調整	2	3	3	9	-	-	-	-				
	災対区民部	給水班	給水計画の決定・周知	1	25	-	-	-	-	-	-			
給水拠点・給水車による給水活動			2	-	24	24	24	44	44	-	●	●		
給水車・給水袋等の追加調達			2	-	1	1	1	2	2	-				
物資班		地域内輸送拠点の決定	1	10	-	-	-	-	-	-				
		物資輸送車両の調達	2	-	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)				
		物資輸送事業者との連絡調整	2	-	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)				
		物資の管理・配送	3	-	138	138	138	81	30	30	●	●		
被災者台帳班		災対区民部の総括管理	1	4	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)				
		被災者生活再建支援システムに係る総合調整	1	-	4	4	4	4	3	3				
		死亡届の受理・火葬許可証の発行	2	-	-	3	3	3	1	-	●			
		罹災証明書等の交付スケジュールの決定・周知	3	-	-	-	-	-	1	-				
		被災者台帳の作成	3	-	-	-	-	-	2	4	●			
		罹災証明書の交付	1	-	-	-	-	-	137	138	●			
罹災証明書等交付班		被災者生活再建支援金の支給	1	-	-	-	-	-	68	69				
		義援金の受入れ・配分・支給	1	-	-	-	-	-	23	23				
		生活相談総合窓口の周知・運営	1	-	-	-	-	-	(228)	(230)	●			
災対生活環境部		遺体等対応チーム	災对生活環境部の総括管理	1	2	2	2	2	2	1	1			
			遺体収容所の開設・運営	1	19	19	19	13	13	6	4	●	●	
	身元不明遺体の火葬		2	-	-	-	6	6	3	5	●			
	遺骨・遺留品の保管		2	-	-	-	(6)	(6)	(3)	(5)	●			
	ごみ処理チーム	放射性物質対策(測定)	3	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	●			
		ごみの収集・処理	1	44	44	44	52	67	156	193	●			
		災害廃棄物の収集・処理	1	104	104	104	138	156	67	83	●			
		し尿の収集・処理	1	-	-	(44)	(52)	(67)	(67)	(83)	●			
災対福祉部	要支援者対策班	災対福祉部の総括管理	1	4	4	4	4	4	4	4				
		要支援者の安否確認	1	8	(8)	(8)	(8)	(14)	(14)	(14)			●	
		福祉避難所の開設・運営支援	2	83	83	83	135	135	135	135		●		
		避難場所に関する対応	2	8	(8)	(8)	(8)	(14)	(14)	(14)	●	●		
		ボランティア(医療以外)に関する対応	3	-	4	4	4	7	7	7				
災対医療衛生部	本部庶務・情報管理班	災対医療衛生部の総括管理	1	10	10	8	10	9	9	8				
		都、西北部保健医療圏等との連絡調整	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			●	
		ボランティア(医療)に関する対応	2	-	-	2	3	2	2	2	●			
	動物衛生担当班	各医療救護所の閉鎖等の判断	2	-	-	(8)	(10)	(9)	(9)	(8)				
		獣医師会等との連絡調整	1	1	1	1	1	1	1	1			●	
		動物救護所の開設・運営の支援	1	1	1	1	1	5	5	5	●	●		
	医療関係情報班	動物の被災状況把握	2	-	-	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	●	●		
		医師会、薬剤師会、歯科医師会等との連絡調整	1	1	1	1	1	1	1	1			●	
		医療機関・薬局等の被害状況確認	1	1	1	1	1	1	1	1	●	●	●	
	危険物等対策班	各医療救護所(薬品在庫を含む。)の状況把握	1	1	1	1	2	1	1	1	●	●	●	
		危険物、毒劇物取扱施設等の危害把握	1	1	1	1	1	1	1	1	●	●		
		危害発生時の応急措置及び応急対策の指導	1	1	1	1	1	1	1	1	●	●		

4 応急業務

災対部	班等	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安 [時期別の必要人数(応援職員等を含む。)]							代替可否		
				3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	30日以内	他自治体職員	都区ボランティア	リモート業務
	医療 救護班	各医療救護所の設置・運営の支援	1	31	31	31	37	34	33	31	●	●	
		妊婦救護所の設置・運営の支援	1	(6)	(6)	(6)	(7)	(7)	(7)	(6)	●	●	
	保健 活動班	医療救護活動拠点の開設・運営	1	43	43	43	43	43	43	43	●	●	
		避難所等での健康相談・保健指導	1	(43)	(43)	(43)	(43)	(43)	(43)	(43)	●	●	
	消毒・防疫 検水班	消毒の実施・指導及び確認	1	17	17	17	17	17	17	17	●	●	
		被災井戸の水質検査	1	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	●	●	
	環境衛生 指導班	避難所等の衛生管理	1	7	7	7	7	7	7	7	●	●	
		入浴サービスの提供	1	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)	●	●	
	食品衛生 指導班	避難所、仮設店舗等の食品衛生指導	1	19	19	19	19	19	19	19	●	●	
		食中毒発生時の対応	1	(19)	(19)	(19)	(19)	(19)	(19)	(19)	●	●	
	防疫班	感染症サーベイランスの実施	1	40	40	40	40	40	40	40	●	●	
		避難所等への防疫指導	1	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	●	●	
		感染症予防のための広報活動・健康指導	1	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	●	●	
	災対子ども 未来部	庶務班	災対子ども未来部の総括管理	1	(4)	(4)	(3)	(2)	(3)	(4)	(4)		
災害遺児の保護			1	60	60	26	15	9	18	18		●	
災対業務に使用する施設の応急修理			2	-	-	6	4	6	12	-			
学童班		乳幼児世帯向け避難所の開設・運営	3	-	-	-	-	15	31	43			
		児童等の保護・救護	1	82	82	36	21	-	-	-		●	
保育班		応急学童	2	-	-	9	5	42	85	84			
	園児等の保護・救護	1	297	297	128	75	-	-	-		●		
災対まち づくり部	都市 計画課	災対まちづくり部の総括管理	1	1	1	1	1	1	1	1			
		住家被害認定調査に関すること	1	43	43	43	43	43	43	43	●	●	
		その他まちづくり部の所管に関する こと	2	-	-	2	2	2	2	2			
	まち づくり 推進課	住家被害認定調査に関すること	1	24	24	24	24	24	24	24	●	●	
	住宅課	所管施設の保全及び保安に関するこ と	1	2	2	2	9	9	9	9	●	●	
		応急仮設住宅に関すること	4	2	2	2	7	11	20	20		●	
	建築課	被災建築物(被災住宅)の応急危険 度判定に関すること	1	67	67	67	83	242	241	116	●	●	
		土砂災害警戒区域等の被害状況調査 及び応急対策支援に関すること	1	15	15	15	15	15	15	15	●	●	
	防災 まち づくり 担当課	住家被害認定調査に関すること	1	33	33	33	33	33	33	33	●	●	
	拠点 まち づくり 担当課	被災宅地の応急危険度判定に関する こと	1	43	43	43	54	157	157	76	●	●	
災対土木部	本部 庶務班	災対土木部の総括管理 被害状況の把握と巡回・復旧の総合 調整 人員、物資の管理と要請	1	6	6	6	6	6	6	6	●		
		流木があった場合の連絡調整	-	-	-	-	-	-	-	-	●		
	巡回 調査班	道路橋梁等インフラ施設の調査	1	33	33	33	10	10	10	10	●		
		所管施設の調査・保全	1	20	20	20	10	10	2	2	●		
		がけ・急傾斜地の調査	1	5	5	5	5	5	2	2	●		
	管理 占用班	道路占用物件の連絡調整	1	3	3	3	3	3	3	3	●		
復旧	道路橋梁等インフラ施設の応急復旧	2	5	5	5	2	2	2	2	●			

災対部	班等	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安							代替可否			
				[時期別の必要人数(応援職員等を含む。)]							他自治体職員	都区ボランティア	リモート業務	
				3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	30日以内				
	計画班	計画の策定												
		緊急道路障害物除去路線等の確保計画の策定	2	3	3	3	1	1	1	1	●			
		障害物の除去に関する計画の策定	2	3	3	3	1	1	1	1	●			
		所管施設の改修計画の策定	3	-	-	-	10	5	2	2	●			
	復旧班	道路橋梁等インフラ施設の応急復旧及び障害物の除去等	2	10	10	10	40	45	59	59	●			
監視班	流木があった場合の撤去計画の策定と復旧活動	-	-	-	-	-	-	-	-	●				
災対会計管理室	会計管理班	災対会計管理室の総括管理	1	2	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)				
		指定金融機関との連絡調整	2	2	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			●	
		システム停止時の支出手順等の周知	3	-	1	1	-	-	-	-	-			●
		金銭及び物品の出納保管	3	-	3	3	4	6	7	7	●			
災対教育振興部	避難所統括班	災対教育振興部の総括管理	1	2	2	2	2	2	2	1				
		避難所情報の集計・管理等	1	3	3	3	3	3	3	3	●	●	●	
		避難所等に対する情報提供	1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	●	●	●	
	避難所派遣班	避難所の開設・運営		168	168	168	169	208	234	153	●	●	●	
		巡回による避難所の運営支援	1	54	54	54	54	67	75	49	●	●		
		避難所からの問い合わせ対応	1	(4)	(4)	(4)	(4)	(5)	(6)	(4)			●	
	教育再開準備班	児童等の保護・救護状況の把握	1	10	10	(10)	(10)	-	-	-				
応急教育に関する調整管理		2	(10)	(10)	10	10	10	10	10					
災対区議会事務局	議会対応班	区議会議員の安否確認	1	(13)	(13)	-	-	-	-	-			●	
		区議会議員との連絡調整	1	13	13	13	13	13	13	13				

※発災後の活動開始時期の目安は、網掛の部分を目指す。

※時期別の必要人数は、指定管理者、区職員の代替余地がない専門性が求められる委託業務（システム保守等）に従事する者、区職員による実施を想定していない業務（避難所における炊き出し等）に従事する者を含まない。

※時期別の必要人数のうち、()内の人数は、他の業務に従事する者が兼任して担当することを指す。

4 応急業務

(2) 風水害時

原則として、地震時の取扱いに準ずるものとする。

なお、発災（荒川等の氾濫）前に災害対策本部を設置したときは、災対各部は、発災後直ちに応急業務に着手できるよう必要な準備を行うとともに、災害対策本部長の指示に基づき、発災前から開始する業務（避難所の前身となる高台水害対応避難場所の開設・運営等）を連携して実施する。

(3) その他の災害時

原則として、地震時の取扱いに準ずるものとし、災害の態様に応じて、必要な応急業務を実施する。

5 業務継続の優先度の高い通常業務

業務継続の優先度の高い通常業務は、下表のとおりである。

部	業務継続の優先度の高い通常業務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安 [時期別の必要人数]						
			3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	30日以内
政策 経営部	総合企画調整業務	1	8	8	8	8	8	8	8
	庁内会議(随時調整を要するもの)	1	8	8	8	8	8	8	8
	庁内会議	2	-	-	-	8	8	8	8
	指定管理者施設の総括管理	2	-	-	3	3	3	3	3
	北区ニュースの発行	3	-	-	-	-	4	4	4
	区長へのはがき・北区公式ホームページより受け付けたご意見対応	2	-	-	-	-	3	3	3
	ホームページ運営	1	2	2	2	2	2	2	2
	SNSによる発信	1	2	2	2	2	2	2	2
総務部	設備管理業務	1	4	4	4	4	4	4	4
	秘書事務	1	2	2	2	2	2	2	2
	検査事務	2	-	-	3	3	3	3	3
	文書管理事務	3	-	-	2	2	2	2	2
	情報公開及び個人情報保護事務	3	-	-	3	3	3	3	3
	法規・訴訟事務	3	-	-	3	3	3	3	3
	庁舎警備業務	3	-	-	4	4	4	4	4
	人事配置等	4	-	-	3	3	3	3	3
	契約業務	4	-	-	7	7	7	7	7
危機 管理室	災害対策本部の設置準備	1	10	10	-	-	-	-	-
地域 振興部	融資あっせん業務	1	-	-	-	-	4	4	4
	消費者相談	1	-	-	-	-	-	2	2
区民部	国保資格窓口事務	1	-	-	2	2	2	2	2
	国保給付事業	1	-	-	2	2	2	2	2
	後期高齢者医療事務	1	-	-	2	2	2	2	2
生活 環境部	可燃ごみの収集運搬業務	1	58	58	58	58	58	58	58
	清掃事務所問合せ対応・管理運営業務	1	8	8	8	8	8	8	8
	訪問収集・ふれあい訪問収集事務	1	5	5	5	5	5	5	5
	動物死体の収集運搬業務・事務処理	2	-	-	2	2	2	2	2
福祉部	介護老人福祉施設(区立施設)管理運営(地域)	1	3	3	3	3	3	3	3
	生活福祉窓口受付業務(生福)	1	-	-	6	6	6	6	6
	認知症高齢者の総合支援(迷子老人等の保護)(高齢)	1	-	-	4	4	4	4	4
	地域包括支援センター業務(総合相談・予防給付対象者支援)(高齢)	1	-	-	4	4	4	4	4
	高齢者の緊急生活支援・高齢者緊急ショートステイ事業(高齢)	1	-	-	2	2	2	2	2
	在宅難病患者訪問看護事業(障害)	1	-	-	1	1	1	1	1
	介護保険事業所の運営状況の把握(特養等を除く)(介護)	1	-	-	5	5	5	5	5
	短期入所生活介護(区立施設)管理運営(地域)	2	1	1	1	1	1	1	1
	神谷ホーム運営業務(障セン)	2	1	1	1	1	1	1	1

5 業務継続の優先度の高い通常業務

部	業務継続の優先度の高い通常業務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安						
			[時期別の必要人数]						
			3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	30日以内
	母子・女性相談業務(生福)	2	-	-	4	4	4	4	4
	地域包括支援センター業務(高齢者虐待への対応)(高齢)	2	-	-	4	4	4	4	4
	心身障害者紙おむつ支給(障害)	2	-	-	1	1	1	1	1
	管理計画係・介護給付係・事業者支援係窓口業務(介護)	2	-	-	-	-	5	5	5
	通所介護(区立施設)管理運営(地域)	3	2	2	2	2	2	2	2
	生活保護相談業務(生福)	3	-	-	9	9	9	9	9
	高齢者緊急通報システム(高齢)	3	-	-	2	2	2	2	2
	手話通訳者派遣事業(障害)	3	-	-	2	2	2	2	2
	要介護認定業務(新規認定、区分変更等)(介護)	3	-	-	-	-	5	5	5
	保護費の支給事務(生福)	4	-	-	102	102	102	102	102
	要介護高齢者おむつ支給(高齢)	4	-	-	2	2	2	2	2
	サービス等給付費等支出事務(介護)	4	-	-	10	10	10	10	10
	介護サービス利用者負担減額措置業務(介護)	4	-	-	-	-	-	-	1
	償還払・代理受領等支給(介護)	4	-	-	-	-	-	-	2
健康部	保健所庁舎管理	1	2	2	2	2	2	2	2
	母子手帳の交付	1	-	4	4	4	4	4	4
	健康相談(面接や家庭訪問による保健指導)	1	-	30	30	30	30	30	30
	妊産婦健康診査	1	-	1	1	1	1	1	1
	食中毒発生時対応	1	-	7	7	7	7	7	7
	水質事故発生時対応	1	-	7	7	7	7	7	7
	感染症対応、診査会、医療費公費負担、結核入院勧告	1	-	7	7	7	7	7	7
	結核患者服薬支援事業	3	-	-	-	-	1	1	1
	試験検査(食中毒・感染症発生時)	2	-	3	3	3	3	3	3
	予防接種	2	-	6	6	6	6	6	6
	休日診療	3	-	0	0	0	0	0	0
	各種衛生統計調査事務	4	-	-	-	-	-	-	6
	光化学スモッグ関連業務	4	-	-	-	1	1	1	1
子ども未来部	入園相談業務	1	-	-	19	19	19	19	19
まちづくり部	区営住宅の管理に関する事	1	1	1	1	1	1	1	1
	高齢者住宅の管理に関する事(居住者管理)	1	2	2	2	2	2	2	2
	建築相談業務	2	-	-	-	-	-	5	5
	建築確認、許可、認定に係る業務	2	-	-	-	-	-	-	5
土木部	道路巡回事務	1	-	-	-	6	6	6	6
	自転車駐車場運営業務	3	-	-	-	6	6	6	6
	占用業務	3	-	-	-	4	4	4	4
	境界確認・閲覧事務	3	-	-	-	4	4	4	4
	コミュニティバス運行	3	-	-	-	-	-	2	2
会計管理室	歳入・歳出等の会計業務	1	-	-	13	13	13	13	13
	物品管理	1	-	-	2	2	2	2	2
教育振興部	文化財等の維持管理	1	3	3	3	3	3	3	3
	学校休校や学習に関する事	2	4	4	4	4	4	4	4
	就学相談・教育相談	3	-	15	15	15	15	15	15

5 業務継続の優先度の高い通常業務

部	業務継続の優先度の高い通常業務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安						
			[時期別の必要人数]						
			3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	30日以内
	児童生徒の転退学に関する業務	3	-	10	10	10	10	10	10
区議会 事務局	区議会の各種会議の運営	1	-	-	12	12	12	12	12
	議事堂への来庁者対応	1	-	-	2	2	2	2	2

※発災後の活動開始時期の目安は、網掛の部分を目指す。

※時期別の必要人数は、指定管理者、区職員の代替余地がない専門性が求められる委託業務（システム保守等）に従事する者、区職員による実施を想定していない業務（避難所における炊き出し等）に従事する者を含めない。

6 休止した通常業務の再開

業務継続の優先度が高い通常業務数は、計 81 業務であり、災対各部別の内訳は、表 4.3 のとおりである。

表 4.3 業務継続の優先度が高い通常業務の各部別の内訳

部	業務数	部	業務数
政策経営部	8	子ども未来部	1
総務部	9	まちづくり部	4
危機管理室	1	土木部	5
地域振興部	2	会計管理室	2
区民部	3	教育振興部	4
生活環境部	4	監査事務局 ※	0
福祉部	23	区議会事務局	2
健康部	13		

※監査事務局は災対危機管理室となるが、「業務継続の優先度が高い通常業務」に対応するため、個別に記載している。

6 休止した通常業務の再開

各部署は、復旧状況や職員数の充足状況などを踏まえながら、休止した通常業務を徐々に再開していく。

第5章 業務執行体制の整備

1 非常配備態勢

(1) 地震時

地域防災計画に定める地震の規模による態勢は、表 5.1 のとおりである。

表 5.1 地震規模による非常配備態勢の種別

種別	時期	態勢
初動態勢	区内で震度5弱以上の地震が発生したとき、自動的に参集する。	各部原則3名の職員及び指定参集職員とする。
第1次非常配備態勢	区内で震度5弱以上の地震が発生し、区長が必要と認めたとき又は区内で震度5弱以上の地震と同程度の被害をもたらす災害が発生し、区長が必要と認めたとき、参集する。	災对各部別に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応業務を検討し、当該業務に対応できる配備人員を決定する。全区職員の概ね3割程度とする。
第2次非常配備態勢	(1) 区内で震度5強以上の地震が発生したとき、自動的に参集する。 (2) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、内閣総理大臣が警戒宣言を発令したとき、自動的に参集する。 (3) 区内で震度5強以上の地震と同程度の被害をもたらす災害が発生し、区長が必要と認めたとき、参集する。	災对各部別に震度5強以上の地震が発生した場合の対応業務を検討し、当該業務に対応できる配備人員を決定する。全区職員の概ね7割程度（第1次非常配備態勢を構成する職員を含む。）とする。
第3次非常配備態勢	(1) 区内で震度6弱以上の地震が発生したとき、自動的に参集する。 (2) 区内で震度6強以上の地震と同程度の被害をもたらす災害が発生し、区長が必要と認めたとき、参集する。	全区職員とする。※

※勤務時間内においては東京都北区勤務時間内の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱（平成19年9月6日19北危防第1540号区長決裁）第6条第1項第4号の規定により、勤務時間外においては東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱（平成19年9月6日19北危防第1539号区長決裁）第11条の規定により、それぞれに定める指定除外職員を除く。

※会計年度任用職員及び非常勤職員を除く。

出典：東京都北区地域防災計画（令和6年3月改定 東京都北区防災会議）

(2) 風水害時

地域防災計画に定める風水害の規模による体制は、図 5.1 のとおりである。

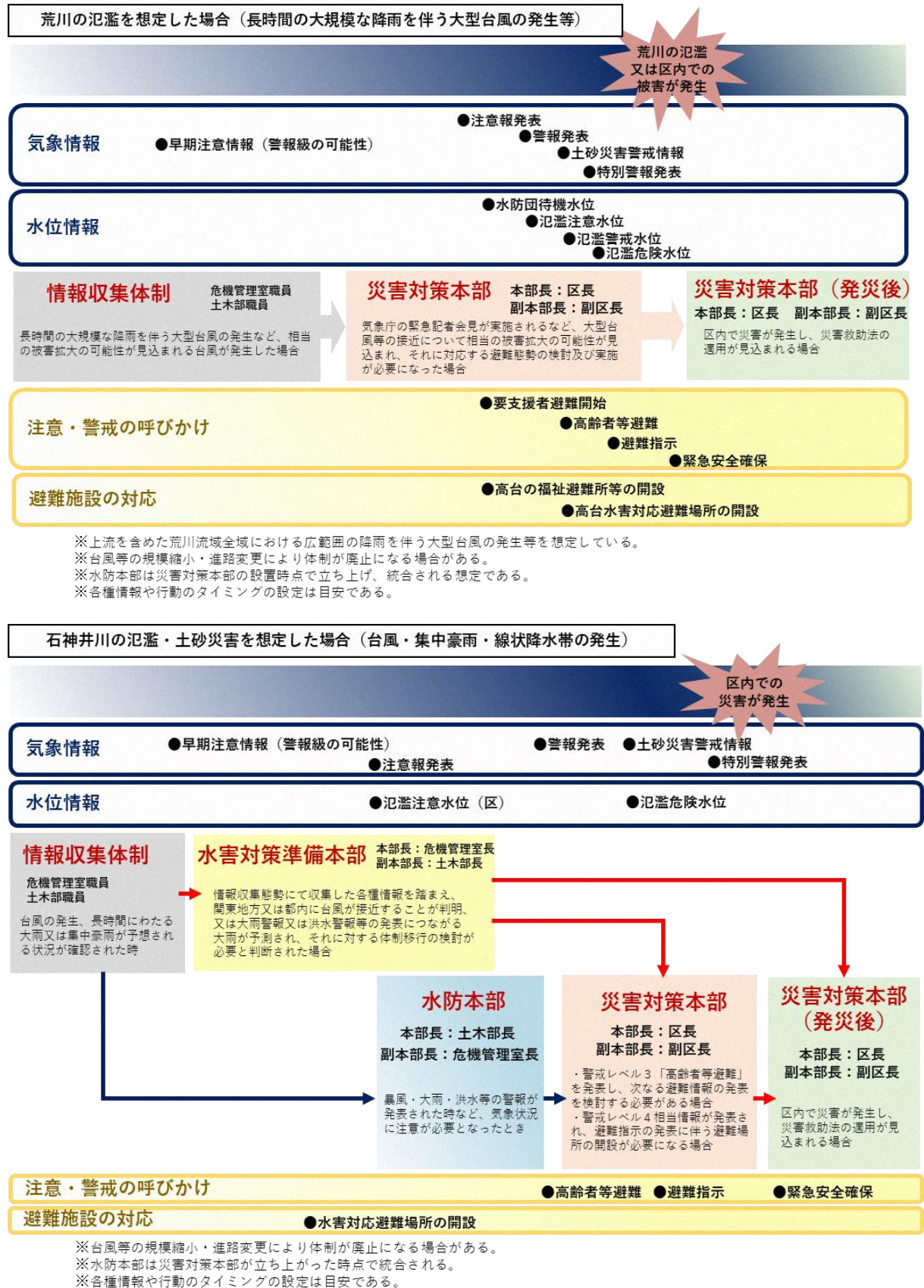


図 5.1 風水害規模による体制の種別

出典：東京都北区地域防災計画（令和6年3月改定 東京都北区防災会議）

2 権限の代行

大規模な災害が発生した際、迅速かつ的確に業務を継続するためには、組織体制や指揮命令系統を確立している必要がある。このため、各責任者が不在の場合に備え、代行順位等を以下のとおりとする。

- (1) 非常時優先業務のうち、業務継続の優先度の高い通常業務は、東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則（令和5年6月東京都北区規則第50号）及び東京都北区長の職務を代理する職員の指定に関する規則（昭和35年8月東京都北区規則第11号）の規定により権限を代理し、又は東京都北区処務規程（平成元年3月東京都北区訓令甲第3号）の規定により権限を代行する。
- (2) 非常時優先業務のうち、応急業務は、東京都北区災害対策本部条例施行規則（昭和40年8月東京都北区規則第36号）等に基づき、表5.2のとおり代行する。

表 5.2 応急業務における責任者の代行順位

名 称	責任者の代行順位		
	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
災害対策本部長	危機管理室を担任する副区長	危機管理室を担任する副区長以外の副区長	教育長
災害対策副本部長	総務部長	政策経営部長	行政順で次位の部長
災害対策本部員	指定幹部職員 ※	部庶務担当課長	部庶務担当課長以外の部内の課長（行政順による）

※指定幹部職員は、本来の災害対策本部員が長期にわたって欠けることが明らかになったときは、代行する災対各部の業務が一定程度軌道に乗った段階で、下位順位の代替職員に代行を譲り、本来の職務に復するものとする。

3 災害対策本部の設置

- (1) 区長は、区の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、区地域防災計画に定めるところにより、区役所別館2階研修室に災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部設置までの流れは、フローシート（図5.2、5.3）のとおりである。
- (3) 区は、発災直後の初動措置における目標時間を次のとおりとする。
 - 災害発生後、1時間を目途として、災害対策本部の設置を判断する。
 - 災害発生後、2時間以内を目途として、第1回本部会議を開催する。

4 初動措置

(1) 震災時

職員は、勤務時間内に震度5弱以上の地震が発生したときは、自身及び来庁者の安全を確保した後、災害時北区職員行動ハンドブックに定める職員配置及び動員名簿等を活用して所属職員の安否を確認し、各部ごとに取りまとめて危機管理室へ報告するとともに、災害対策本部体制への移行に備え、所管施設の被害状況の確認等を進めなければならない。

また、夜間・休日等の勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、自身及び家族等の安全を確保した後、参集基準に基づいて勤務先等に参集し、勤務時間内と同様の初動措置を行わなければならない。

しかし、職員が負傷するなど、参集できない状況が発生したときは、参集できない理由、参集可能日時の見込み等の情報を所属先へ報告した上で、出来る限り速やかに参集できる状況を整えるものとする。

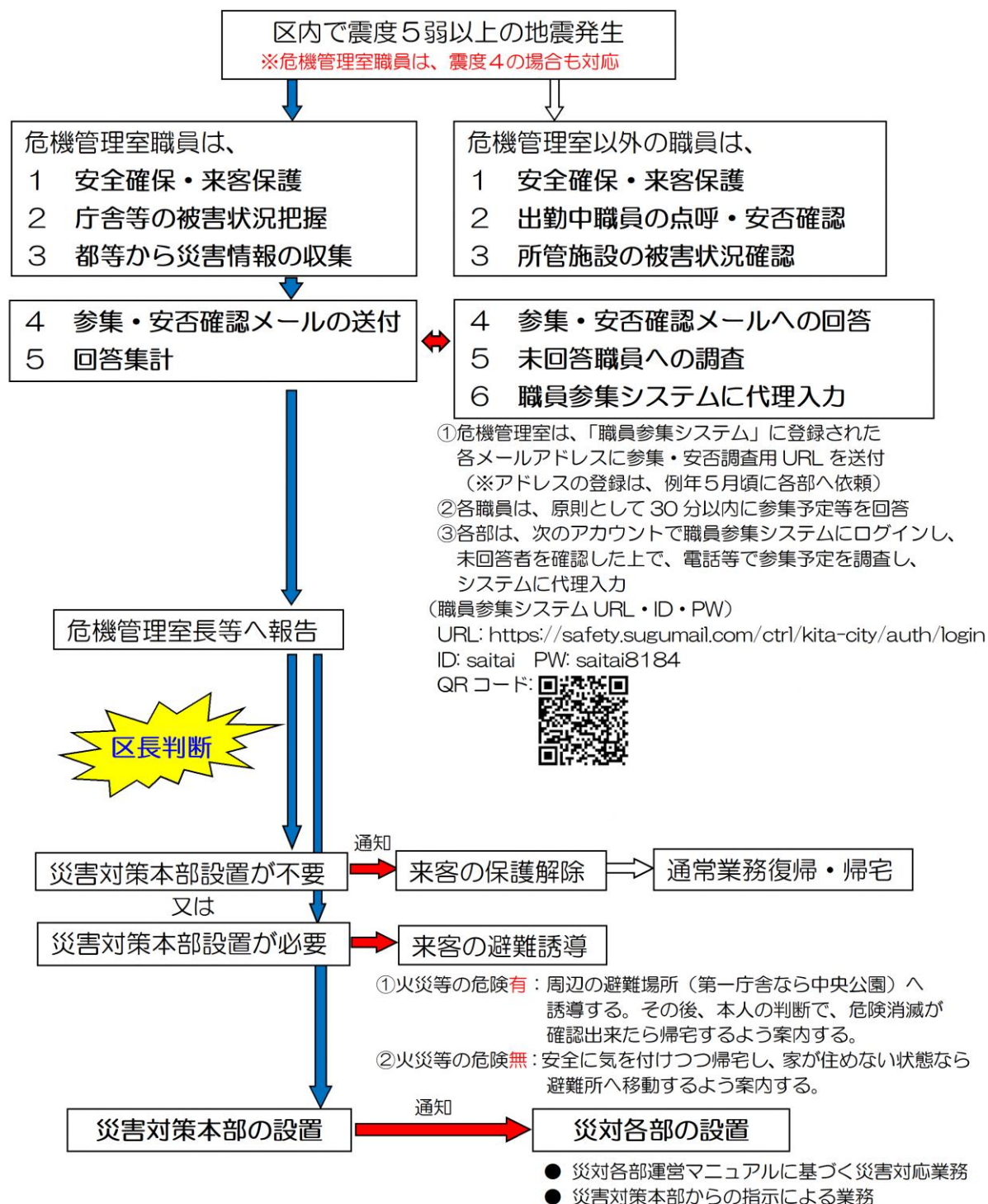
(2) 風水害時

風水害は、災害の発生を予見できることから、各部は、事前に勤務体制の構築や応急対策業務の確認等を行い、災害対策本部体制への移行直後から円滑に活動を開始できるよう備えることとする。

4 発災時の初動対応

(1) 勤務時間中（平日8：30～17：15）に発災したとき

※発災後、勤務時間が終了しても帰宅しない（指定除外職員等を除く。）。



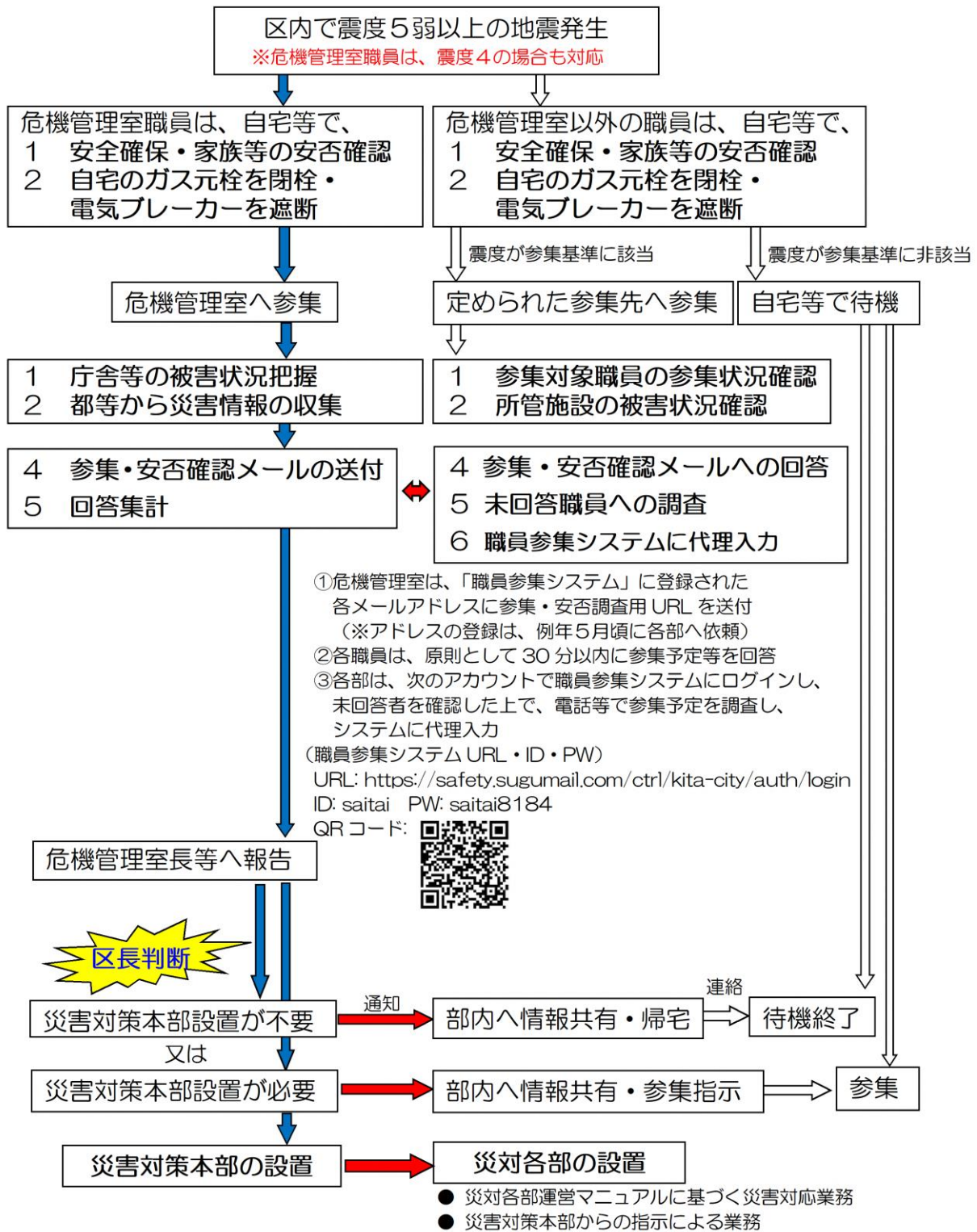
・各職員は、参集が完了した段階で、職員参集システムの回答を「参集済み」に修正してください。

図 5.2 勤務時間中に発災した場合の初動措置

出典：災害時北区職員行動ハンドブック

4 初動措置

(2) 勤務時間外（平日夜間及び土日祝日）に発災したとき



- 各職員は、参集が完了した段階で、職員参集システムの回答を「参集済み」に修正してください。
- 地区本部参集職員及び学校等参集職員は、危機管理室から災害対策本部を設置しない旨の連絡（原則メールによる。）を受けたときは、地区本部又は避難所に参集した自主防災組織の方へその旨を説明し、帰宅してください。

図 5.3 勤務時間外に発災した場合の初動措置

出典：災害時北区職員行動ハンドブック

5 職員の安否確認

(1) 勤務時間内に発災した場合

各所属は、所属職員全員の安否を点呼等により確認するとともに、「職員参集システム」から自動送信される参集・安否状況調査への回答を指示する。

なお、出張中や休暇中の職員のうち、「職員参集システム」による参集・安否状況調査への回答をしていない者の安否は、メールやL o G oチャット等、できる限りの手段を活用して確認した上で、各所属において「職員参集システム」に代理回答する。

(2) 勤務時間外に発災した場合

各所属は、「職員参集システム」による参集・安否状況調査への回答状況を確認するとともに、未回答者には緊急時連絡網等により安否を確認・代理回答することとなるが、本計画においては、一般電話回線及び携帯電話回線が途絶することを想定し、職員個々の理解と協力を仰ぎ、携帯電話のメール機能やL o G oチャットを活用した連絡網を整備するなど、各所属における連絡体制を確保して安否を確認する。

(3) 安否確認手順の整備

各所属は、次の例に示すような手段を踏まえ、緊急時の安否確認手順の整備に努める。

- ①L o G oチャットのトーク機能
- ②携帯電話のメール機能
- ③L o G oフォーム
- ④北区防災アプリのコミュニティ機能
- ⑤災害用伝言ダイヤル (171)

第6章 人員の確保

1 参集人員

参集人員は、最も大きい被害が想定される首都直下地震をベースに、被害の実態等も踏まえた、より厳しい参集条件により、職員の参集状況を試算・分析する。

首都直下地震以外の災害時の職員参集については、特性や留意点を示す。

(1) 首都直下地震時

【参集予測条件】

◆参集速度

- 夜間の停電による視界不良や路上障害物の回避、休憩等を考慮し、徒歩参集の場合最大 2 km/h とする。なお、野営はしないものとし、1 日の徒歩時間は 10 時間を目途とする。

◆参集困難：公共交通機関の運行停止

- 20km 圏外は、徒歩参集が困難とする。20km 圏外の職員は、公共交通機関の復旧後（1 週間以降）に順次参集するものとする。

◆参集困難：職員の被災・居住地域の被災

- 東京都の新たな被害想定（令和 4 年 5 月）を踏まえ、区の人的被害の想定（例：死亡率＝死者／区民）を基に死者・重傷者数を算出。重傷者は 1 か月以降も参集不可とする。
- なお、建物の倒壊や延焼火災、道路閉塞が多数発生している甚大な被害が発生するエリアに居住する全職員は、72 時間以内の参集は困難とする。消火活動等により 72 時間以降、順次参集。1 か月経過した時点でも 2% は参集できないものとする。

◆参集困難：地震による混乱

- 72 時間以内の各時間帯における参集対象者の 20% を参集困難とする。72 時間以降に順次参集を開始。1 か月経過した時点でも 2% は参集できないものとする。

◆参集困難：家族の被災

- 2 週間以内の各時間帯における参集対象者の 10% を参集困難とする。2 週間以降に順次参集を開始。1 か月経過した時点でも 2% は参集できないものとする。

※発災初動 30 分は、身の安全確保等を行うため、実際の参集開始時間は 30 分後を想定。

※各職員は、通常時の勤務先に参集することを想定。

※実際の災害時は、発災後でも稼働している公共交通機関により 20 km 圏内のエリアまで移動できる職員は、その地点から徒歩参集するものとする。

※都外在住の職員の被災率は、多摩地域の割合と同様としている。

【参集予測結果】

表 6.1 時間ごとの参集率（令和6年3月現在）

3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	30日以内
22%	55%	55%	55%	72%	88%	96%

※総職員数は、再任用職員を含み、会計年度任用職員・非常勤職員を除く。

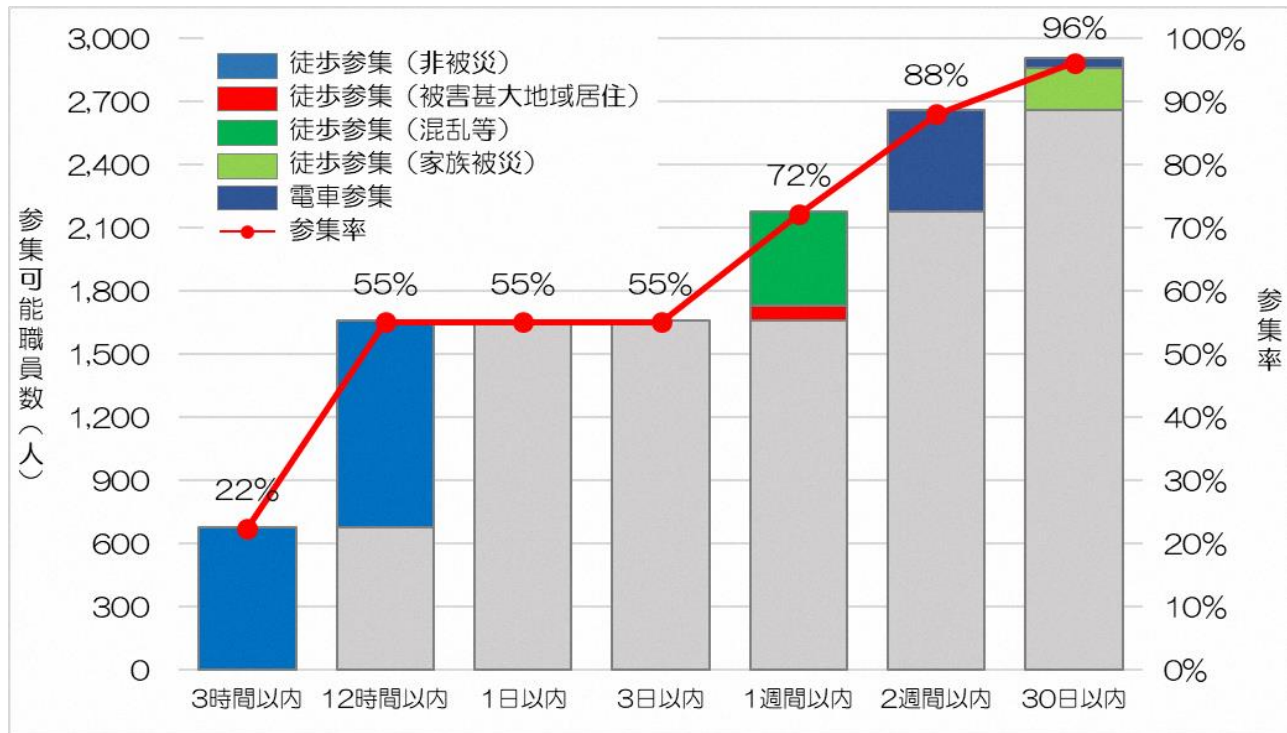


図 6.1 参集者・参集率の推移

(2) その他の災害時

1) 風水害時

風水害は、地震と異なり、台風の接近などある程度予測できるため、あらかじめ態勢を構築することが可能であり、施設の運用のための体制整備や養生、住民の事前避難など、事前の対応に万全を期することが重要となる。

事前の体制構築に当たり、留意すべき事項として、鉄道の計画運休が挙げられる。鉄道の計画運休は、利用者等への情報提供やそのタイムラインなどについて国がとりまとめており、計画運休開始の48時間前にその可能性について、24時間前にその実施について情報提供を行うこととなっている。こうした状況も見据え、早めの体制構築や区民への呼びかけ等の対応が必要となる。

2) 中規模地震時

震度5強以下の中規模地震では、首都直下地震と比べ大きな被害は想定されていないことから、施設の点検や被害状況の確認後は、通常業務と並行して対応を行う。

2 持続可能な態勢の構築

- (1) 災害対応は、発災時間帯や災害規模等に応じた態勢で対応することとなるが、特に大規模災害の発生直後は、24 時間態勢で非常時優先業務に従事することが想定されるため、早期に持続可能な態勢を構築することが重要となる。
- (2) 災害対応が長期にわたる場合は、各部等において、早期にローテーションを組むなど、持続可能な態勢を早期に確立する。
- (3) ローテーション勤務を決定する際に、発災後最初の正規の勤務時間が終了するまでに整理するよう努め、特に夜間の休憩時間を十分に確保するなど、職員の健康維持に配慮する。災害対策本部会議等において、各部等にも持続可能な態勢構築を指示する。
- (4) 災害対策本部等は、被害への対応状況等を踏まえ、必要に応じて、態勢の維持・縮小、業務密度の低い部から高い部への配置転換の必要性等を判断する。非常時優先業務に従事する必要がある職員については、引き続きローテーション勤務で対応する。また、配置転換の必要があると判断した場合、配置転換を命じられた職員は、配置転換後の業務が決定されるまでの間、職場待機し、配置転換後は、ローテーション勤務で対応する。
- (5) 東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）を踏まえ、交通機関の停止が長期にわたると想定される場合、原則として発災後 3 日間は庁舎内に待機する。
- (6) 非常時優先業務に従事しない職員及びローテーション勤務において非番となる時間帯に当たる職員については、交通機関の運行状況等を踏まえ帰宅可能とするが、帰宅することが困難な場合は職場内等で休憩する。
- (7) 職場内等で休憩するに当たり、各部等はあらかじめ会議室や執務室における休憩スペースを定めておくなど、非常時優先業務に専念できるための環境整備に努める。
- (8) 災害対応が長期にわたることが想定される場合、各部等は、早期に 24 時間以上の休憩を交代で与えるなど、自宅の被害状況の確認等に戻れるように配慮する。

【ローテーション勤務の考え方】

- 24 時間対応の場合、勤務時間を 3 分割する 3 交代制と、2 分割する 2 交代制とが主として考えられる。
- 勤務時間外の発災の場合など、特に非常時優先業務に従事する職員が少ない発災当初は、参集時刻が遅い職員を最初の交代要員として指定し、ローテーションを組むなど、従事可能な職員を可能な限り継続的に確保できるよう工夫することが求められる。
- 発災当初など、夜間であっても対応する業務が多く、従事可能な職員数が少ない場合には、1 日 12 時間 30 分勤務で休憩時間 2 時間とするなど、2 班 2 交代制による勤務が考えられる。
- 2 班 2 交代制による勤務は、特に参集職員数の少ない時期に有効であるが、長期にわたり 24 時間対応が必要となることが見込まれる場合には、早期に 4 班 3 交代制に移行するなど、職員の休日についても考慮する必要がある。

【3交代制勤務の例】

- 正規の勤務時間である1日7時間45分勤務を基に休憩時間を1時間とし、4班3交代制による勤務を考えた場合、勤務時間の重複する45分間については、引継ぎ時間として確保し、円滑な業務遂行が可能となるよう配慮する必要がある。公共交通機関が動いているときには、終電の時間を考慮してシフトを組むなど、柔軟に対応することが重要。
- 対応する職員が不足し、休日を考慮したローテーションを組むことが困難な場合であっても、各業務を担当する全職員が、常時対応しなければいけない状況とは限らない。各業務の特性に応じて、可能な限り交代で休憩が取れるよう、所属長や班長などが配慮することが、長期にわたる災害対応においては重要。

<勤務ローテーション例（3交代制勤務）>

①	6:30~15:15
②	14:30~23:15
③	22:30~7:15

<4班3交代制勤務のシフト例>

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
①6:30~15:15	A班	A班	A班	B班	B班	B班	C班	C班	C班	D班	D班	D班	A班	A班
②14:30~23:15	B班	B班	C班	C班	C班	D班	D班	D班	A班	A班	A班	B班	B班	B班
③22:30~7:15	C班	D班	D班	D班	A班	A班	A班	B班	B班	B班	C班	C班	C班	D班
休日	D班	C班	B班	A班	D班	C班	B班	A班	D班	C班	B班	A班	D班	C班

図 6.2 ローテーション勤務の例

出典：東京都業務継続計画 都政 BCP（令和5年11月 東京都）を元に作成

3 庁外からの職員等の受入れ

区は、区職員のみでは円滑な災害対応が困難であると判断するときは、都及び協定自治体に対して職員の応援要請を行うとともに、災害ボランティアの募集を実施する。

なお、応援の受入れに関する具体的な手順は、「東京都北区災害時受援応援計画」に定める。

第7章 業務継続のための執行環境の整備

1 代替施設の選定

(1) 災害対策本部長室の代替施設

区は、庁舎の被災等により災害対策本部長室を庁舎内に設置できない場合に備え、代替施設を表 7.1 のとおり指定する。

表 7.1 災害対策本部の代替施設一覧

順位	名称	住所	施設状況			付帯設備・事務機器等						災害危険度			
			耐震性	階数	延床面積(m ²)	駐車場	職員休憩スペース	非常用発電機/燃料	情報システム環境	水・食料、トイレ等備蓄	事務用品	震度階級	浸水深(m)	浸水継続時間	その他(土砂災害等)
1	東京都北区 防災センター	西ヶ原 2-1-6	○	3	2,790.74	○	○	○	○	○	○	6弱	—	—	—
2	北とびあ	王子 1-11-1	○	17 (地下3)	35,128.45	○	○	△	△	○	○	6強	0.5 ～ 3.0	12 時間 未満	—
3	滝野川会館	西ヶ原 1-23-3	○	5 (地下2)	12,269.53	○	○	△	△	—	○	6弱	—	—	—
	赤羽会館	赤羽南 1-13-1	○	7 (地下1)	12,718.22	○	○	△	△	—	○	6強	3.0 ～ 5.0	1 ～ 3日 未満	—

※図中の各記号は、○：あり、△：一部あり、—：なしを意味する。

※第3順位については、区災対本部長が状況に応じて指定する。

※浸水想定は、荒川氾濫を想定。

(2) 執務室の代替施設

区は、庁舎の被災等により各部執務室を庁舎内に設置できない場合に備え、代替施設を次のとおり指定する。

表7.2 執務室の代替施設一覧

	名称	住所
第1順位	北とびあ	王子1-11-1
第2順位	滝野川会館	西ヶ原1-23-3
	赤羽会館	赤羽南1-13-1

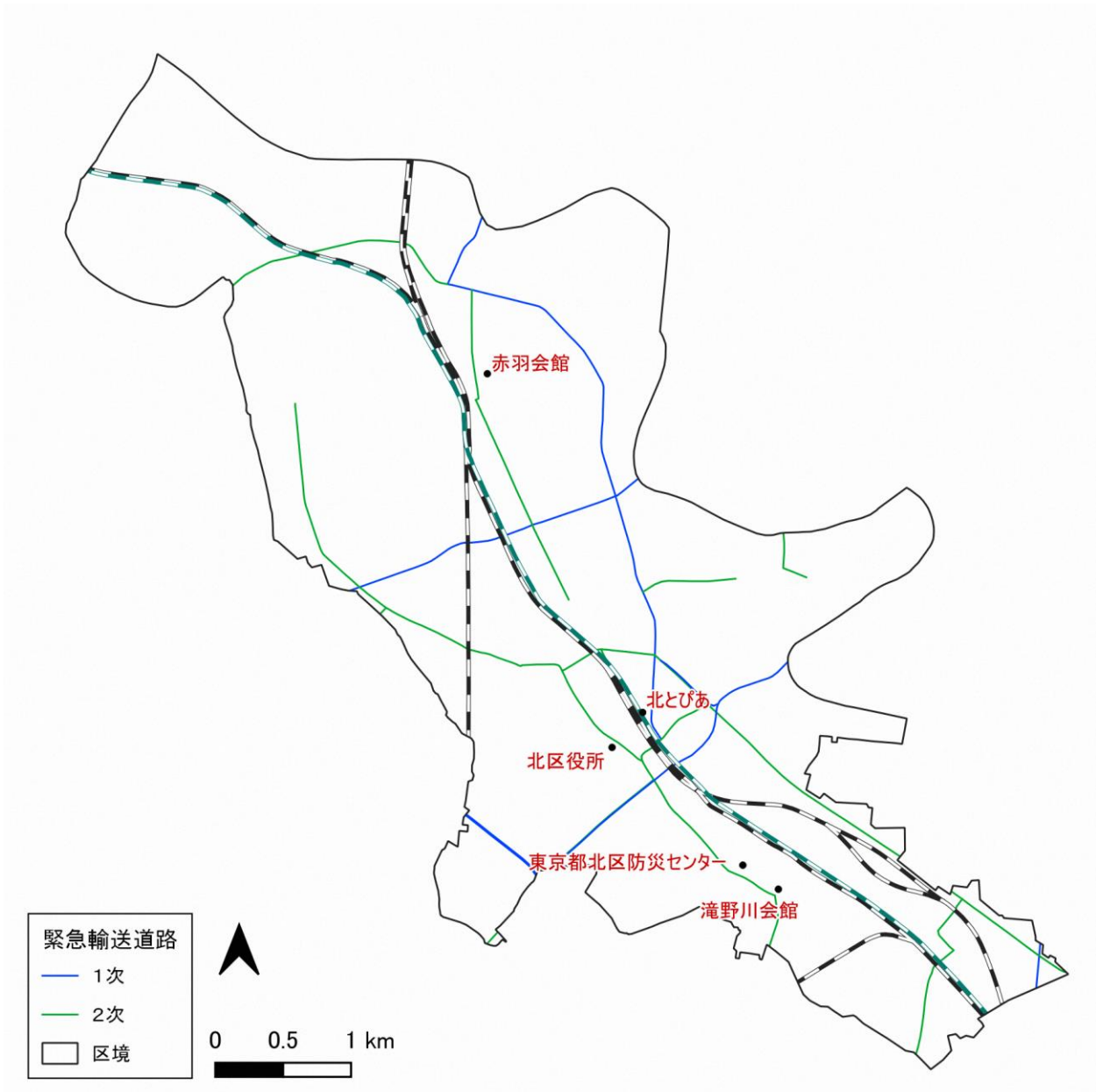


図 7.1 代替施設の位置図

2 区有施設の安全確保

区有施設の耐震化は、「北区公共施設等総合管理計画（令和7年7月改定）」に基づき計画的に実施しており、「東京都北区耐震改修促進計画」（令和8年3月改定）における令和7年度末時点の防災上重要な区有建築物の耐震化率は、97.2%である。

表 7.3 防災上重要な区有建築物の耐震化状況

単位：棟

種別	昭和56年 以前の 建築物	昭和57年 以降の 建築物	防災上 重要な 区有建築物 合計	耐震性を 満たす 建築物 (除却含む)	耐震性が 不十分な 建築物	耐震化率 (令和7年 度末)
	A	B	C=A+B	D	E=C-D	F=D/C
<区分Ⅰ> 東京都震災対策条例第17条に位置付けられ、 防災上特に重要な建築物(庁舎、小中学校等)	81	41	122	119	3	97.5%
<区分Ⅱ> 区分Ⅰ以外で東京都震災対策条例第17条及 び同施行規則第8条に規定される建築物、特 定建築物の要件を満たす建築物、その他防災 上重要な建築物(保健所、特別養護老人ホー ム、保育所等)	71	59	130	126	4	96.9%
合計	152	100	252	245	7	97.2%

※国及び都の建築物を除きます。

※防災上重要な区有建築物の棟数は、100㎡以上の建築物を対象とします。

※区立施設以外との合築や民間施設を賃貸している施設を除きます。

出典：東京都北区耐震改修促進計画（令和8年3月改定）

3 ライフライン・情報システムの確保

(1) 電力

第一庁舎、別館及び第三庁舎は、約72時間の連続発電が可能で、特定の執務室の照明及び防災関係機器に電力供給できる非常用発電設備が整備されている。第一庁舎の非常用発電機接続系統図を図7.2に、別館の非常用発電機接続系統図を図7.3に示す。

防災センターは、約7日間連続発電が可能で、防災センターの照明や空調等のほか、滝野川体育館の照明等に電力供給できる非常用発電設備が、隣接する滝野川体育館地階に整備されている。また、約10日間連続発電が可能で、防災センターの無線機器に電力供給できる非常用発電設備が防災センター1階に整備されている。

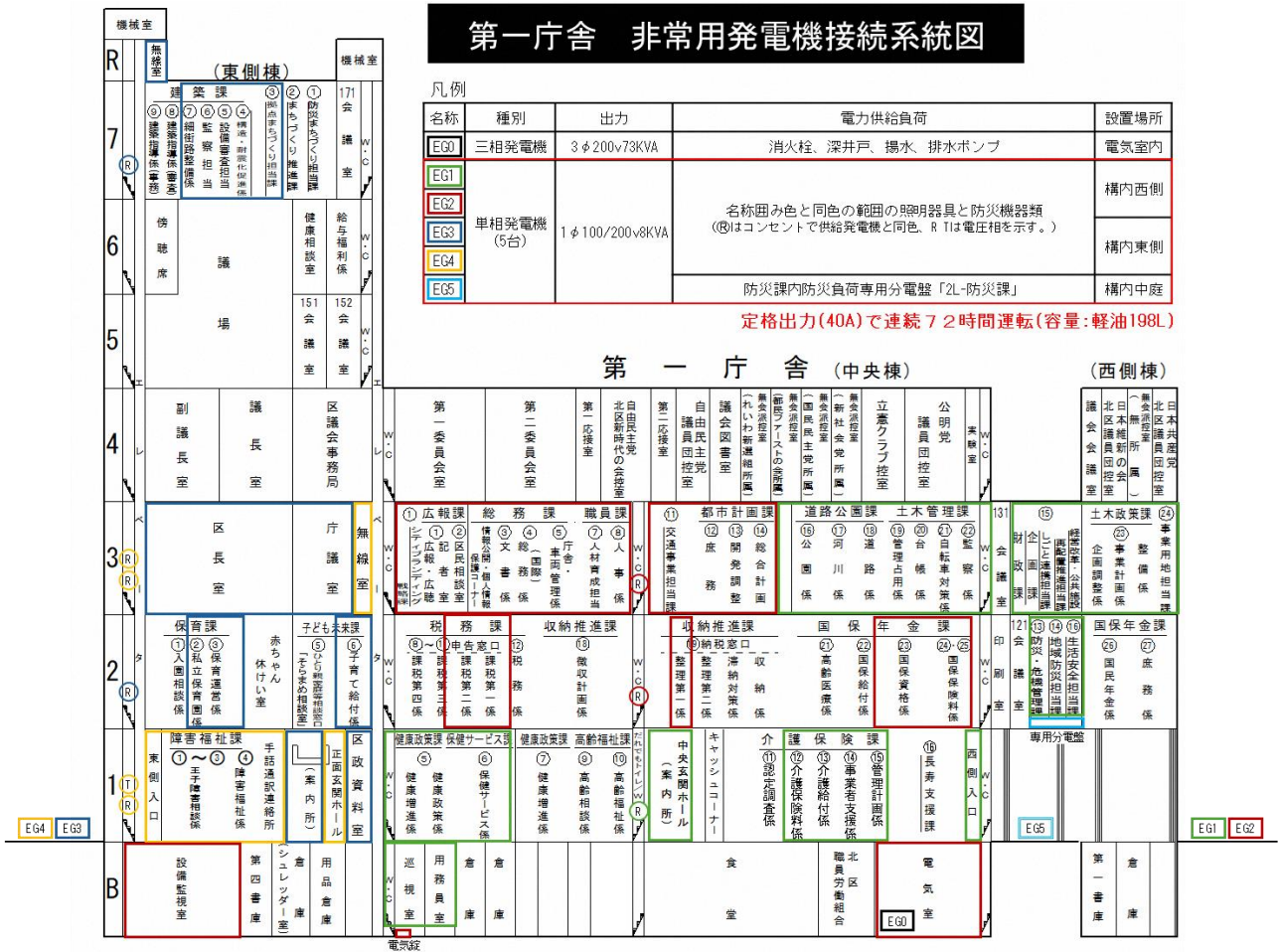


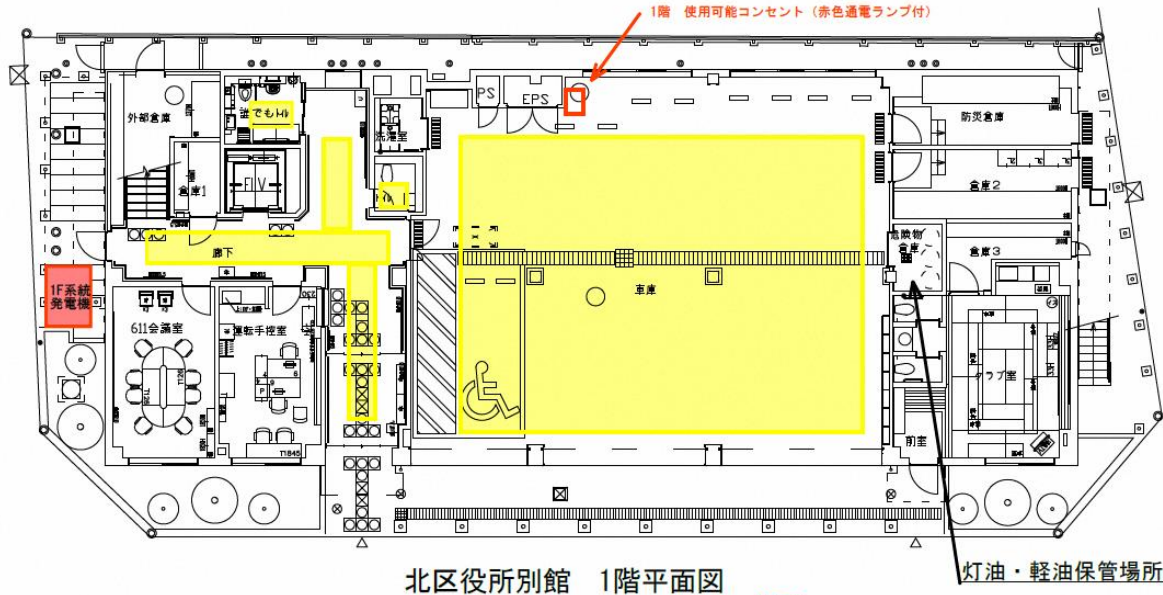
図 7.2 第一庁舎の非常用発電機接続系統図

3 ライフライン・情報システムの確保

災害対策本部の発電機系統の電源について

- ・商用電力が停電になると、自動で発電機が運転し本図の範囲のみ、電源が使えます。

■ : 照明 使用可能エリア



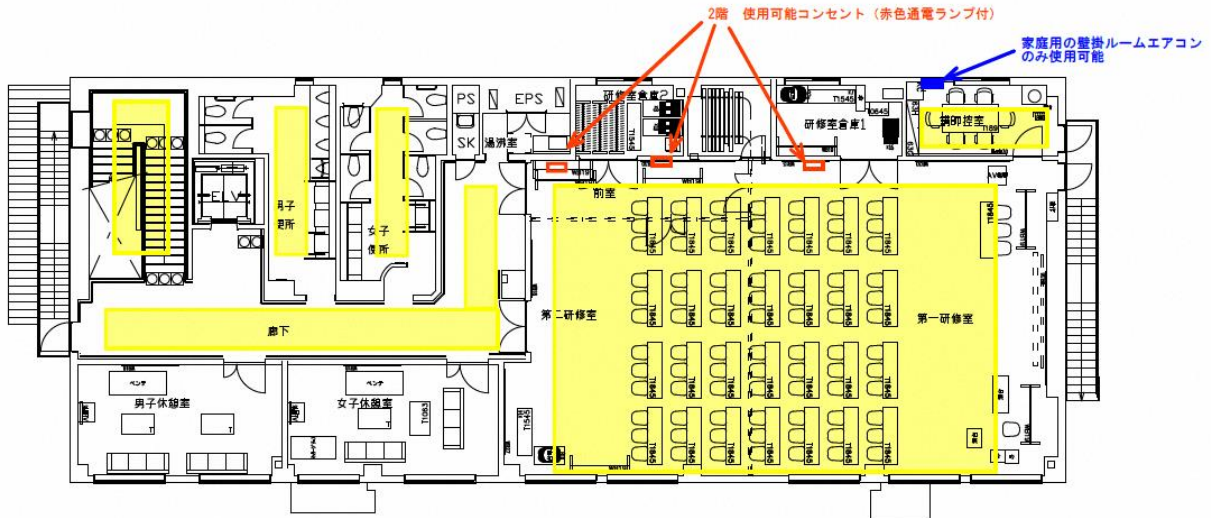
北区役所別館 1階平面図

注意

- ・発電機は、燃料満タンで72時間程度連続使用可能です。
(無くなったら、軽油を補充してください) 緑色のポリタンク
- ・正面自動ドアは、手動開閉です。
- ・エレベータは、使用出来ません。

注意

- ・軽油を補充すること。(右側のタンク) ポリタンクは、緑色のタンクを使用すること。
- 【NG】左側は灯油 (赤ポリタンクは灯油用)



北区役所別館 2階平面図

2F系統発電機

: 2階系統の発電機は、屋上に設置

使用可能電源

- ・講師控室内のサーバーラック
- ・研修室内のWi-Fi
- ・研修室内のスターリンク

図 7.3 別館の非常用発電機接続系統図

表 7.4 各施設の非常用発電設備

	第一庁舎/別館	防災センター	滝野川体育館
発電容量	8KW (11馬力) ※第一庁舎6台、別館2台	21KW (44馬力)	241KW (328馬力)
燃料及び タンク容量	軽油 1980 × 3か所 ※燃料消費量 2.80/時	軽油 15000 ※燃料消費量 6.30/時	A重油 90000 燃料消費量 53.30/時
運転時間	各3日間	10日間	7日間
発電機の場所	図7.2及び7.3のとおり	防災センター 1F	体育館 地階
発電機の電源 供給範囲	図7.2及び7.3のとおり	防災センター無線用電源	滝野川体育館の照明等 防災センター照明、 非常照明器具、 2階の空調機、 エレベーター

(2) 水・食料等

区職員用の飲料水及び食料は、職員課から各職場に対して約3日分の備蓄が配布されている。また、生活用水は、以下の給水設備を使用して確保する。

表 7.5 各施設の給水所

	施設	設備
生活用水	第一庁舎	北区役所災害用給水所 (深井戸)
	防災センター	西ヶ原災害用給水所 (深井戸)

(3) 情報システム

第三庁舎には、停電が発生した場合、基幹系・情報系等のシステムを安全にシャットダウンさせるための非常用発電設備が整備されている。

4 通信手段の確保

災害時に通信手段を確保することは、地域の情報収集等に不可欠であり、利用可能な電話を有効に活用することと併せて、インターネットを含め、総合的に情報通信手段を確保することが必要となる。

令和5年8月現在の区における防災行政無線等の通信手段は、以下のとおりである。

<北区防災行政無線（同報系・多重）>

①区役所・②防災センター・③北とぴあの同報系無線システムを繋げているシステム

表 7.6 北区防災行政無線（同報系・多重）一覧

識別信号	出力	周波数	設置先	通信接続
ぼうさいきただい2	470 μ W	12 GHz 帯	区役所	①-③
ぼうさいきたく	3.8mW	12 GHz 帯	防災センター	②-③
ぼうさいほくとぴあ	470 μ W 3.8mW	12 GHz 帯 12 GHz 帯	北とぴあ	①-③-②

<北区防災行政無線（移動系・多重）>

区役所・防災センター・北とぴあの移動系無線システム(260MHz)を繋げているシステム

表 7.7 北区防災行政無線（移動系・多重）一覧

識別信号	出力	周波数	設置先	通信接続
ぼうさいきたくやくしよ	0.005w	18 GHz 帯	区役所	①-③
ぼうさいきたく ぼうさいせんたー	0.005w	18 GHz 帯	防災センター	②-③
ぼうさいきたくほくとぴあ	0.005w	18 GHz 帯	北とぴあ	①-③-②

<北区防災行政無線（同報系）>

区内110ヶ所の拡声子局（屋外スピーカー）による、同報系デジタルシステム

表 7.8 北区防災行政無線（同報系）一覧

識別信号 種別	周波数	設置先	通信範囲
ぼうさいきたく固定局	60MHz 帯	北とぴあ	区内拡声子局（屋外スピーカー）
拡声子局（109局）	60MHz 帯	一覧表参照	北とぴあ

<北区防災行政無線（移動系IP型）>

北区災害対策本部の各部署間の指揮や情報伝達等を行うための無線システムであり、IP無線網を利用した携帯型無線機で構成され、区役所の各部署のほか警察、消防、社会インフラ事業者などに配備している。音声のほか、文字情報、画像、位置情報などを共有可能である。（IP:Internet Protocol）

＜北区防災行政無線（移動系MCA型）＞

北区災害対策本部の各部署間の指揮や情報伝達等を行うためのMCA通信方式を利用した無線システムであり、IP型無線システムのバックアップとして避難所や地区本部など主要拠点に半固定型無線機を設置しているもの。(MCA:Multi-Channel Access)

＜ポケベル波式戸別受信機配備先＞

屋内でも受信感度の良いポケベル波(280MHz)式戸別受信機の配備状況

表 7.9 ポケベル波式戸別受信機配備先一覧

配備先	
避難所（小・中学校等）	地区本部（地域振興室）
予備避難所（都立高校等）	福祉避難所（福祉施設・ふれあい館等）
区立保育園・認定こども園・児童館	区民施設（会館・体育館・文化センター等）
町会・自治会	区議会議員
民生委員・児童委員	聴覚障害のある手帳所持者（1、2級）

＜拡声子局（屋外スピーカー）＞

110箇所

出典：東京都北区地域防災計画（令和6年3月改定 東京都北区防災会議）等

5 区有施設・区内空地の用途選定

災害時における各区有施設・区内空地の用途は、次の整理を基本とした上で、災害の規模や被害状況等に応じて、用途の加除修正及び用途の指定がない区有施設・区内空地の活用を行う。

(1) 用途の整理方針

①各空地・施設の用途に重複があるとき、原則として次のように整理する。

A：複数の用途の共存が可能なとき、共存させる。

例：災害時給水ステーションと災害廃棄物の集積場所

B：用途の時期が異なるとき、時期別に用途を定める。

例：被害認定調査の活動拠点と生活相談総合窓口

②各空地・施設の用途に重複があり、①では整理できないとき、原則として次の優先順位に従い整理し、上位順位の用途の終了後、下位順位の用途に供する必要があるときは、当該用途に利用する。

第一順位：救出・救助活動に関連する用途

例：救出救助機関（警察・消防・自衛隊）の待機場所、

道路啓開作業により発生した瓦礫等の集積場所、災害時の臨時離発着候補地

第二順位：複数の災害対策業務に関連する用途

例：受援車両の駐車場所

第三順位：個別の災害対策業務に関連する用途

例：応急仮設住宅の建設場所、ごみ・災害廃棄物の集積場所

(2) 区有施設の用途

表 7.10 区有施設の用途

施設名称	所管部署	用途		
		発災直後～発災3日後	発災3日後～2週間後	発災2週間後～1か月
北とぴあ	地域振興部	一時滞在施設	代替庁舎	生活相談総合窓口 (2階ホワイエ)
赤羽会館	地域振興部	一時滞在施設	代替庁舎	生活相談総合窓口 (4階大ホール)
滝野川会館	地域振興部	一時滞在施設	代替庁舎	生活相談総合窓口 (1階大ホール)
各ふれあい館	地域振興部	福祉避難所(補完型)	福祉避難所(補完型)	福祉避難所(補完型)
セレモニーホール	地域振興部	遺体収容所(予備)	遺体収容所(予備)	遺体収容所(予備)
豊島北コミュニティアリーナ	地域振興部	避難所	避難所	避難所
新町コミュニティアリーナ	地域振興部	避難所	避難所	避難所
滝野川体育館	地域振興部	地域内輸送拠点	地域内輸送拠点	地域内輸送拠点
桐ヶ丘体育館	地域振興部	遺体収容所	遺体収容所	遺体収容所
赤羽体育館	地域振興部	地域内輸送拠点	地域内輸送拠点	地域内輸送拠点
旧北ノ台エコー広場館	生活環境部	災害廃棄物処理に 関する物資保管場所	災害廃棄物処理に 関する物資保管場所	災害廃棄物処理に 関する物資保管場所
道路公園管理事務所	土木部	土木緊急工作隊等の 調整拠点	土木緊急工作隊等の 調整拠点	土木緊急工作隊等の 調整拠点
中央公園文化センター	教育振興部	被害認定調査活動拠点 (学習室 AB、展示コーナー) 応急危険度判定活動拠点 (学習室 CD)	被害認定調査活動拠点 (学習室 AB、展示コーナー) 応急危険度判定活動拠点 (学習室 CD)	被害認定調査活動拠点 (学習室 AB、展示コーナー) 応急危険度判定活動拠点 (学習室 CD)
赤羽文化センター	教育振興部	応急危険度判定活動拠点 (第一学習室 A)	応急危険度判定活動拠点 (第一学習室 A)	応急危険度判定活動拠点 (第一学習室 A)
滝野川文化センター	教育振興部	応急危険度判定活動拠点 (第一学習室)	応急危険度判定活動拠点 (第一学習室)	応急危険度判定活動拠点 (第一学習室)

※北とぴあ、各会館及び各体育館は、表中の用途に供しないとき、予備避難所として活用することを検討する。

※中央公園文化センターは、風水害時のみ、「水災時等における王子消防署機能強化のための施設借用に関する協定書」に基づき、王子消防署の消防用車両等の一時移転及び消防職員等の一時待機のための場所として供する。

5 区有施設・区内空地の用途選定

(3) 区内空地の用途

表 7.11 区内空地の用途

空地名	所在地	面積 (㎡)	用途								
			第一順位			第二順位	第三順位		同時利用		
			自衛隊 活動拠点	臨時離着陸 候補地	道路啓開 除去物置場	受援車両等 駐車場	応急 仮設住宅 建設予定地	災害廃棄物 集積場所	給水拠点	地域内 輸送拠点	マンホール トイレ
			発災直後 ～ 派遣終了	発災直後 ～ 派遣終了	発災直後 ～ 1週間	発災直後 ～ 受援の終了	発災 20日 以内～ 2年	発災直後 ～ 3年	発災直後 ～ 2週間	発災直後 ～ 物流の回復	発災直後 ～ 水道の回復
南谷端公園	滝野川 7-42-1	7,144.74			●		●	(●)			●
北谷端公園	滝野川 7-14-1	3,191.19			●		●	(●)			●
田端公園	田端 3-23-24	1,658.23						●			
西中里公園	中里 2-15-1	2,119.75						●			
西ヶ原公園	西ヶ原 4-18-1	2,171.58						●			
田端新町公園	田端新町 1-22-18	1,671.37						●			●
東田端公園	東田端 2-5-18	1,913.88						●			
東中里公園	中里 1-12-2	1,645.87						●			●
堀船公園	堀船 2-10-5	3,004.82			●		●	(●)			●
王子駅前公園	王子 1-7-1	1,769.44						●			
柳田公園	王子 1-20-1	2,299.82						●			●
王子本町公園	王子本町 2-29-8	1,739.61						●			
志茂町公園	志茂 1-5-1	2,601.55			●			●			
島下公園	赤羽西 6-10-12	3,396.48			●		●	(●)			
袋町公園	赤羽北 3-11-10	7,163.17			●		●	(●)			●
浮間北公園	浮間 1-11-1	3,131.98						●			
豊島公園	王子 6-3-45	6,045.48			●		●	(●)			
稲付公園	赤羽西 3-19-5	7,899.76			●		●	(●)			●
南橋公園	中十条 1-1-15	520.32			●			●			
浮間つり堀公園	浮間 5-4-19	3,361.44			●			●			
神谷南公園	神谷 1-32-4	805.93						●			
稲付西山公園	西が丘 3-10-3	8,265.19			●		●	(●)			
中十条公園	中十条 2-12-12	728.12						●			
王子三丁目公園	王子 3-23-33	984.7						●			
王子五丁目公園	王子 5-17-26	1,908.11			●			●			
田端新町南むつみ公園	田端新町 1-5-13	994.45						●			
堀船第二公園	堀船 2-27-17	1,774.03						●			
堀船第三公園	堀船 2-22-3	1,235.48						●			
白山堀公園	堀船 3-11-17	2,570.20			●			●			
豊島馬場遺跡公園	豊島 8-27-1	2,839.97					●	(●)			
赤羽三丁目公園	赤羽 3-23-19	1,610.90						●			
田端台公園	田端 1-28-23	3,387.17			●		●	(●)			●
童橋公園	田端 5-1-7	1,095.69						●			
赤羽台四丁目公園	赤羽台 4-17-46	4,521.06			●		●	(●)			
滝野川三丁目公園	滝野川 3-53	5,123.09			●			●			●
東王子公園	堀船 2-19-18	718.31			●			●			
赤羽東公園	赤羽 1-43-1	778.85						●			
志茂東公園	志茂 3-46-8	2,727.50			●		●	(●)			
王子六丁目公園	王子 6-2-20	1,636.69						●			
西が丘三ツ和公園	西が丘 2-4-1	2,015.79						●			
堀船一丁目公園	堀船 1-15-9	1,283.32						●			
王子四丁目公園	王子 4-1-16	1,264.36						●			
醸造試験所跡地公園	滝野川 2-6-30	6,592.39			●	●	●	(●)			●
豊島五・六丁目公園	豊島 6-11-12	1,500.00						●			
栄町ふれあい公園	栄町 33-2	1,575.43						●			●
志茂ゆりの木公園	志茂 5-18-1	4,247.89			●		●	(●)			●
志茂三丁目小柳川公園	志茂 3-26-5	2,674.80			●			●			●
豊島四丁目リバーサイド公園	豊島 4-18-4	1,432.13						●			

5 区有施設・区内空地の用途選定

空地名	所在地	面積 (㎡)	用途									
			第一順位			第二順位	第三順位		同時利用			
			自衛隊 活動拠点	臨時離着陸 候補地	道路啓開 除去物置場	受援車両等 駐車場所	応急 仮設住宅 建設予定地	災害廃棄物 集積場所	給水拠点	地域内 輸送拠点	マンホール トイレ	
			発災直後 ～ 派遣終了	発災直後 ～ 派遣終了	発災直後 ～ 1週間	発災直後 ～ 受援の終了	発災 20日 以内～ 2年	発災直後 ～ 3年	発災直後 ～ 2週間	発災直後 ～ 物流の回復	発災直後 ～ 水道の回復	
赤羽台さくら並木公園	赤羽台 4-17-5	12,796.12			●			●				●
北運動公園	神谷 2-47-6	24,446.36		●	(●)			●	(●)	●		
十条公園	十条台 2-5-13	2,486.25							●			
東豊島公園	豊島 5-5-15	13,211.28							●			
滝野川公園	西ヶ原 2-1-8	15,837.06						●	(●)	●	●	
赤羽台公園	赤羽台 3-16-1	6,511.56			●			●	(●)			
赤羽緑道公園(一部)	赤羽台 3-18-33	4,185.80			●			●				
清水坂公園	十条仲原 4-2-1	20,647.33						●	(●)			
赤羽スポーツの森公園	赤羽西 5-2-32	35,919.73	●	●	(●)				●			●
西ヶ原みんなの公園	西ヶ原 4-51-62	21,878.00			●				●			●
赤羽公園	赤羽南 1-14-17	11,532.85			●			●	(●)			
新河岸東公園	浮間 4-27-1	49,906.54		●					●			
赤羽台けやき公園	赤羽台 1-6-23	15,000.05			●				●			●
中央公園	十条台 1-2-1 外	79,243.30		●	●	(●)		●	(●)			
赤羽自然観察公園	赤羽西 5-2-34	54,020.20		●	●				●			●
桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘 2-7-43	50,987.75			●			●	(●)	●		
赤羽緑道公園	赤羽台 3-18-33	15,820.50			●			●	(●)			
浮間公園	北区浮間 2、板橋区舟渡 2 地内	40,866.51										
国立西が丘サッカー場	西が丘 3-15	69,000		●								
飛鳥山公園	王子 1-1-3	73,788.38						●	(●)			●
旧古河庭園	西ヶ原 1-27-39	30,780.86										
旧古河庭園児童遊園	西ヶ原 1-27-39	321.9							●			
名主の滝公園	岸町 1-15-25	20,413.03			●				●			
音無さくら緑地	王子本町 1-6 先	3,529.61			●				●			
音無こぶし緑地	滝野川 4-29 先	1,849.80							●			
音無もみじ緑地	滝野川 4-2 先	6,271.04						●	(●)			
音無けやき緑地	滝野川 3-77-8	1,674.07							●			
音無みずき緑地	滝野川 4-8-10	102.71							●			
音無くぬぎ緑地	滝野川 4-33-13	2,757.37			●			●	(●)			
音無親水公園	王子本町 1-1-1 先	5,461.33			●				●			
音無かつら緑地	滝野川 5-58-18	94.70							●			
音無えのき緑地	滝野川 4-9-17	831.52							●			
新荒川大橋緑地	赤羽 3-29 先	91,718.07							●			
荒川赤羽緑地	赤羽 3-29-22 先 赤羽北 1-22-22 先	57,589.63							●			
新河岸川緑地	岩淵町 41 先 赤羽 3-29 先	8,637.16			●				●			
荒川赤羽桜堤緑地	赤羽 3-29 先 岩淵町 41 先	12,334.60			●				●			
荒川岩淵関緑地	岩淵町 23-45 先	51,929.38			●				●			
荒川赤水門緑地	志茂 5-41-82 先	3,977.36			●				●			
豊島五丁目荒川緑地	北区浮間 1・2、赤羽北 1、赤羽 3、岩淵町、 志茂 4・5、豊島 5 内	55,347.21							●			
神谷堀公園	王子 5-28	5,366.55							●			
あすか緑地	豊島 2-10 先	3,470.14			●				●			
浮間一丁目緑地	浮間 1-8-1	3,874.33			●			●	(●)			
十条野鳥の森緑地	上十条 1-22-30	1,031.72							●			
堀船緑地	堀船 3-1-6	3,082.35			●				●			
神谷三丁目児童遊園	神谷 3-16-18	390.10							●			
豊川児童遊園	豊島 7-7-8	552.18							●			

5 区有施設・区内空地の用途選定

空地名	所在地	面積 (㎡)	用途								
			第一順位			第二順位	第三順位		同時利用		
			自衛隊 活動拠点	臨時離着陸 候補地	道路啓開 除去物置場	受援車両等 駐車場所	応急 仮設住宅 建設予定地	災害廃棄物 集積場所	給水拠点	地域内 輸送拠点	マンホール トイレ
			発災直後 ～ 派遣終了	発災直後 ～ 派遣終了	発災直後 ～ 1週間	発災直後 ～ 受援の終了	発災 20日 以内～ 2年	発災直後 ～ 3年	発災直後 ～ 2週間	発災直後 ～ 物流の回復	発災直後 ～ 水道の回復
豊島八幡児童遊園	豊島 2-19-15	653.17						●			
王子三丁目児童遊園	王子 3-24-1	2,420.87						●			
赤羽南二丁目児童遊園	赤羽南 2-7-6	1,121.84						●			
鶴ヶ丘児童遊園	赤羽西 4-6-5	528.31						●			
上田端児童遊園	田端 4-18-1	326.15						●			
四本木児童遊園	滝野川 3-61-8	689.77						●			
八幡山児童遊園	中十条 4-15-24	3,494.36						●			
船方児童遊園	堀船 4-13-28	1,535.08						●			
西が丘二丁目児童遊園	西が丘 2-14-3	220.1						●			
赤羽三和児童遊園	赤羽西 4-27-27	1,071.76						●			
豊島四丁目児童遊園	豊島 4-17-9	757.84						●			
豊島七丁目北児童遊園	豊島 7-24-4	587.62						●			
志茂三丁目児童遊園	志茂 3-18-3	328.64						●			
赤羽北一丁目児童遊園	赤羽北 1-10-8	1,272.87						●			
滝野川馬場児童遊園	滝野川 2-30-29	780.45						●			
田端新町一丁目児童遊園	田端新町 1-17-8	989.45						●			
堀船四丁目児童遊園	堀船 4-4-21	566.94						●			
赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北 2-34-6	633.12						●			
堀船四丁目西児童遊園	堀船 4-4-35	246.67						●			
大原児童遊園	滝野川 1-78-8	331.62						●			
西が丘児童遊園	西が丘 2-22-11	271.74						●			
赤羽台三丁目児童遊園	赤羽台 3-21-35	250.85						●			
堀船二丁目児童遊園	堀船 2-25-13	440.93						●			
赤羽北児童遊園	赤羽北 1-5-4	236.18						●			
王子六丁目児童遊園	王子 6-2-60	787.05						●			
栄町南児童遊園	栄町 7-12	243.7						●			
栄町北児童遊園	栄町 24-12	204.55						●			
上中里二丁目児童遊園	上中里 2-13-15	307.73						●			
東十条五丁目児童遊園	東十条 5-13-2	363.92						●			
赤羽三丁目児童遊園	赤羽 3-26-8	720.4						●			
中十条三丁目児童遊園	中十条 3-7-1	364.64						●			
西ヶ原三丁目児童遊園	西ヶ原 3-19-8	308.05						●			
官堀児童遊園	神谷 1-6-21 先	269.48						●			
堀船三丁目児童遊園	堀船 3-1-16	1,245.85						●			
堀船一丁目児童遊園	堀船 1-5-6	373.61						●			
志茂五丁目児童遊園	志茂 5-39-3	323.89						●			
上中里一丁目児童遊園	上中里 1-38-1	226.37						●			
滝野川五丁目児童遊園	滝野川 5-42-32	431.45						●			
岸町二丁目児童遊園	岸町 2-5-16	326.23						●			
十条仲原一丁目児童遊園	十条仲原 1-21-10	333.37						●			
旧古河庭園児童遊園	西ヶ原 1-27-3	321.9						●			
豊島七丁目児童遊園	豊島 7-31-1	826						●			
豊島八丁目児童遊園	豊島 8-33-11	451.53						●			
赤羽北三丁目児童遊園	赤羽北 3-18-8	794.31						●			
西が丘一丁目児童遊園	西が丘 1-44-7	696.51						●			
赤羽西六丁目児童遊園	赤羽西 6-3-10	489.86						●			
西が丘南児童遊園	西が丘 2-15-10	354.92						●			
浮間中央児童遊園	浮間 3-34-21	709.62						●			
西ヶ原一丁目児童遊園	西ヶ原 1-9-4	350.49						●			
堀船三丁目西児童遊園	堀船 3-16-3	424.93						●			
滝野川三丁目児童遊園	滝野川 3-80-3	699.65						●			
十条仲原二丁目児童遊園	十条仲原 2-15-14	53.31						●			

5 区有施設・区内空地の用途選定

空地名	所在地	面積 (㎡)	用途								
			第一順位			第二順位	第三順位		同時利用		
			自衛隊 活動拠点	臨時離着陸 候補地	道路啓開 除去物置場	受援車両等 駐車場所	応急 仮設住宅 建設予定地	災害廃棄物 集積場所	給水拠点	地域内 輸送拠点	マンホール トイレ
			発災直後 ～ 派遣終了	発災直後 ～ 派遣終了	発災直後 ～ 1週間	発災直後 ～ 受援の終了	発災 20日 以内～ 2年	発災直後 ～ 3年	発災直後 ～ 2週間	発災直後 ～ 物流の回復	発災直後 ～ 水道の回復
東田端二丁目児童遊園	東田端 2-13-7	565.91						●			
昭和町児童遊園	昭和町 3-9-10	1,191.54						●			
豊島四丁目南児童遊園	豊島 4-14-1	266.65						●			
志茂五丁目東児童遊園	志茂 5-21-12	273.02						●			
浮間一丁目児童遊園	浮間 1-7-13	1,037.81						●			
西ヶ原二丁目児童遊園	西ヶ原 2-19-11	700.42						●			
赤羽北三丁目第一児童遊園	赤羽北 3-14-6	806.1						●			
浮間二丁目東児童遊園	浮間 2-2-5	605.68						●			
浮間二丁目西児童遊園	浮間 2-26-44	1,645.71						●			
王子五丁目児童遊園	王子 5-2-13	1,077.72						●			
浮間三丁目児童遊園	浮間 3-24-14	728.85						●			
袋児童遊園	赤羽北 2-22-10	832.13						●			
栄町西児童遊園	栄町 40-2 先	323.65						●			
東十条一丁目高架下児童遊園	東十条 1-7 先	621.23						●			
東十条二丁目高架下児童遊園	東十条 2-1-14	464.98						●			
地藏坂下児童遊園	東十条 3-18-44	106.97						●			
北赤羽駅高架下児童遊園	浮間 3-1-51	761.19						●			
浮間三丁目高架下児童遊園	浮間 3-32-3	605.37						●			
浮間四丁目高架下児童遊園	浮間 4-1-9	568.04						●			
志茂四丁目児童遊園	志茂 4-46-6	1,322.44						●			
滝野川菊谷児童遊園	滝野川 6-43-1	468.71						●			
中里三丁目児童遊園	中里 3-22-9	1,472.05						●			
ちんちん山児童遊園	岸町 2-1-11 先	745.9						●			
中十条一丁目児童遊園	中十条 1-20-9	437.45						●			
志茂五丁目南児童遊園	志茂 5-4-11	328.8						●			
神谷三丁目南児童遊園	神谷 3-37-4	360.13						●			
十条仲原四丁目児童遊園	十条仲原 4-10-5	384.91						●			
八幡通り児童遊園	滝野川 5-10-1	898.77						●			
東十条南児童遊園	東十条 1-2-1	1,477.47						●			
田端西台児童遊園	田端 5-14-1	380.33						●			
豊島七丁目南児童遊園	豊島 7-4-1	743.9						●			
上中里三丁目児童遊園	上中里 3-12-4	616.69						●			
神谷一丁目児童遊園	神谷 1-5-11	313.22						●			
上十条四丁目児童遊園	上十条 4-17-2	451.91						●			
こはら児童遊園	滝野川 5-1 先	328.7						●			
赤羽西六丁目第二児童遊園	赤羽西 6-38-4	370.88						●			
赤羽西六丁目第三児童遊園	赤羽西 6-8-1	493.06						●			
昭和町ふれあい児童遊園	昭和町 1-5-14	644.92						●		●	
志茂四わかば児童遊園	志茂 4-31-1	1,071.87						●			
北園児童遊園	赤羽北 3-6-1	646.35						●			
堀船一丁目いこい児童遊園	堀船 1-23-1	628.77						●			
上一ふれあい児童遊園	上十条 1-16-15	524.6						●		●	
谷戸さんさん児童遊園	西ヶ原 3-59-16	925.6						●		●	
田端二丁目児童遊園	田端 2-6-15	487.75						●		●	
道音坂児童遊園	滝野川 1-32-2	564.02						●		●	
志茂二丁目児童遊園	志茂 2-30-12	277.26						●			
いがしら児童遊園	岸町 2-9-16	344.8						●		●	
稲付遊び場	赤羽西 1-24-24	134.0						●			
豊島三丁目遊び場	豊島 3-7	1462.02			●			●			
上十条五丁目緑地	上十条 5-4-2	314.73						●			
赤羽諏訪緑地	赤羽北 2-3-1	2,716.57			●			●			
王子五丁目遊び場	王子 5-22-3	123.15						●			

5 区有施設・区内空地の用途選定

空地名	所在地	面積 (㎡)	用途								
			第一順位			第二順位	第三順位		同時利用		
			自衛隊 活動拠点	臨時離着陸 候補地	道路啓開 除去物置場	受援車両等 駐車場所	応急 仮設住宅 建設予定地	災害廃棄物 集積場所	給水拠点	地域内 輸送拠点	マンホール トイレ
			発災直後 ～ 派遣終了	発災直後 ～ 派遣終了	発災直後 ～ 1週間	発災直後 ～ 受援の終了	発災 20日 以内～ 2年	発災直後 ～ 3年	発災直後 ～ 2週間	発災直後 ～ 物流の回復	発災直後 ～ 水道の回復
上十条五丁目東緑地	上十条 5-3-1	437.77						●			
上中里二丁目広場	上中里 2-2 先外	2,273.97			●			●			
豊島八丁目遊び場	豊島 8-27	2,500.00			●		●	(●)			
紅葉遊び場	滝野川 3-78-3	266.76						●			
豊島五丁目遊び場	豊島 5-6-1	7,940.00	●		(●)			●			
堀船一丁目高架下遊び場	堀船 1-7 先	1,085.27						●			
宮元遊び場	滝野川 5-24-3	136.22						●			
権現坂	岸町 1-4	42.82						●			
西ヶ原三丁目	西ヶ原 3-41	123.49						●			
名主の滝	岸町 1-15	88.47						●			
ゲート記念館前	西ヶ原 2-36-2	81.66						●			
西ヶ原三丁目南	西ヶ原 3-32-9	89.71						●			
上十条二丁目	上十条 2-14	100.75						●			
田端三丁目まちかど広場	田端 3-13	33.02						●			
上十条四丁目まちかど広場	上十条 4-1-1	85.76						●			
王子二丁目まちかど広場	王子 2-15	124.06						●			
上三ふれあい広場	上十条 3-8	117.36						●			
岩淵かっぱ広場	岩淵町 28	116.77						●			
上四虹ひろば	上十条 4-12-14	116.19						●			
上一西防災ふれあい広場	上十条 1-19-8	269.10						●			
上三ふじ広場	上十条 3-2-10	79.24						●			
上四みんなの広場	上十条 4-14-13	162.90						●			
西部つどい広場	西ヶ原 4-59-3	133.20						●			
上五防災ふれあい広場	上十条 5-25-9	102.66						●			
しもさん広場	志茂 3-9	217.31						●			
浮間地区 荒川防災ステーション	浮間 1-3 先	17,407.62		●				●			
上一防災広場	上十条 1-7 先	1,087.31						●			

※ (●) の用途は、同順位でより優先度の高い用途 (●が記載されている用途) の実施が必要ないときに行う。

6 業務継続上の課題

令和7年度現在における業務継続上の課題は、次表のとおりである。

表 7.12 業務継続上の課題

分類	課題の内容	今後の対応方針	所管部
情報システム	情報システムの災害対策	①区が被災した場合でもシステム停止やデータの損失が生じない対策を検討する。 ②庁舎が被災し、代替施設で業務を行う場合でも LG 回線に接続できる環境の整備を検討する。	政策経営部
ライフライン	非常用電源の確保	①庁内ポータルやファイルサーバを始めとする各システムや複合機等を使用できるよう、第三庁舎に少なくとも1週間程度連続稼働ができる非常用発電設備等の整備を検討する。 ②第二庁舎、滝野川分庁舎等の災对各部の活動拠点となる庁舎に少なくとも3日程度連続稼働ができる非常用発電設備等の整備を検討する。	総務部
	職員用トイレの確保	庁舎が被災し、トイレが使用不能となった場合でも、職員が使用できるトイレ（携帯トイレ、マンホールトイレ等）の備蓄又は整備を拡充する。 ※令和8年3月現在は、職員1人当たり3回分の携帯トイレを備蓄しているほか、醸造試験所跡地公園（北区滝野川2-6-30）に8基のマンホールトイレを整備している。	総務部
会計処理等	財務会計システム停止時の対策	指定金融機関と協定を結び災害時の公金取り扱いについて、以下の文書で要領等を定めている。	総務部・ 会計管理室
	現金支出抑制体制の整備	「災害時における特別区公金の取扱いについて」 「災害時における東京都北区会計事務処理要領」	
	平常時ではない例外的手続きの処理手順	当該要領等を踏まえ、災害時における具体的な契約・出納手順を整備する。	
	収支命令権者不在時の代行者等の指定		
	指定金融機関との業務継続計画の策定		

6 業務継続上の課題

(1) 情報システム対策

各情報システムの主管部署は、情報システムの保守を行う外部事業者による復旧業務等を災害発生直後から開始できるよう、外部事業者と緊密な連絡・連携体制の構築に努めるとともに、復旧着手への時間短縮に向けた検討を行う。

また、庁舎が使用不能となった場合でも代替施設において通常業務を継続できるよう、庁舎外から情報システムに接続できる環境の整備を検討する。

なお、情報システムのうち、住民情報系及び内部情報系は、バックアップについて一定の対策がとられているが、災害等でシステムが損壊等の大きな被害を受けた場合、復旧には半年程度かかる恐れがある。このため、大規模な災害でも被害を受けないシステム、被害を受けても迅速に復旧できるシステムの整備に向け、対策を進める。

(2) ライフライン対策

区は、非常時優先業務に従事する職員向けの物資の備蓄を拡充するとともに、非常用発電設備を増設し、停電時でも円滑に業務を遂行できる環境の整備を検討する。

(3) 会計処理等の対策

非常時優先業務を執行するために物品の購入や資機材の賃借等を行う場合、現金の支出が必要となる。

しかし、災害時は、被災により財務会計システムを使用できない状況が生じ得るため、会計管理室は、システム停止時の対策や当座の現金支出をできる限り抑制する体制を構築し、現金支出が必要かつ平時の手続きがとれない場合の例外的な手続きの処理手順を整備する。あわせて、契約手続きに関しても、例外的な処理手順等を総務部と連携して整備する。

また、指定金融機関との業務継続計画を策定し、非常時優先業務に及ぼす影響を最小限にとどめるよう対策を整備する。

(4) 各部における対策

各部は、災対各部における非常時優先業務を処理するために必要な資機材、用品、資料等を備蓄するとともに、予め庁外からの応援職員やボランティアに依頼できる業務を整理し、手順書等を作成する。

第8章 協定による執行体制の確保

1 協定の締結状況

区は、他の自治体や民間企業等と災害の支援に関する協定を締結し、災害対応力の向上を図っている。令和8年2月現在、締結している分野別の協定数は、表8.1のとおりである。

表8.1 締結している分野別の協定数（令和8年2月現在）

	分野別	件数
1	自治体関係	12
2	応急対策業務	11
3	食料等の物資供給	8
4	飲料水及び生活用水等	6
5	輸送業務	13
6	避難所施設・一時滞在施設	91
7	医療・薬品	19
8	情報・通信	10
9	災害廃棄物処理	12
10	防災行政無線	26
11	資機材等設置	4
12	相談窓口	5
13	その他	21
	合 計	238

2 今後の取り組み

業務継続上の必要性を踏まえ、新たな自治体・民間企業等と協定の締結を図るほか、既に協定を締結している自治体・民間企業等について、定期的に状況を確認するとともに、適宜、協定の見直しを行う。

特に、非常時優先業務の執行において必要不可欠な協定は、その業務を所管する部署が協定内容を精査し、実効性の確保を図っておくものとする。

第9章 業務継続マネジメントの推進

1 業務継続マネジメントの推進と計画の改善

非常時優先業務を効果的に遂行するためには、業務継続の重要性をすべての職員が理解し、個々の職員に課せられた役割を果たせるよう、全庁横断的な訓練、研修等を実施し、日々の業務の中に定着させ、実効性を確保しなければならない。

また、本計画の有効性を維持するためには、検証や訓練等で明らかになった課題等を踏まえ、継続的に改定・見直しを行っていく必要がある。この改定・見直しにあたっては、防災対策の立案（Plan）、対策の実施（Do）、対策効果の評価（Check）、計画の見直し・改善（Act）により構成される PDCA サイクルを構築・推進することが効果的である。

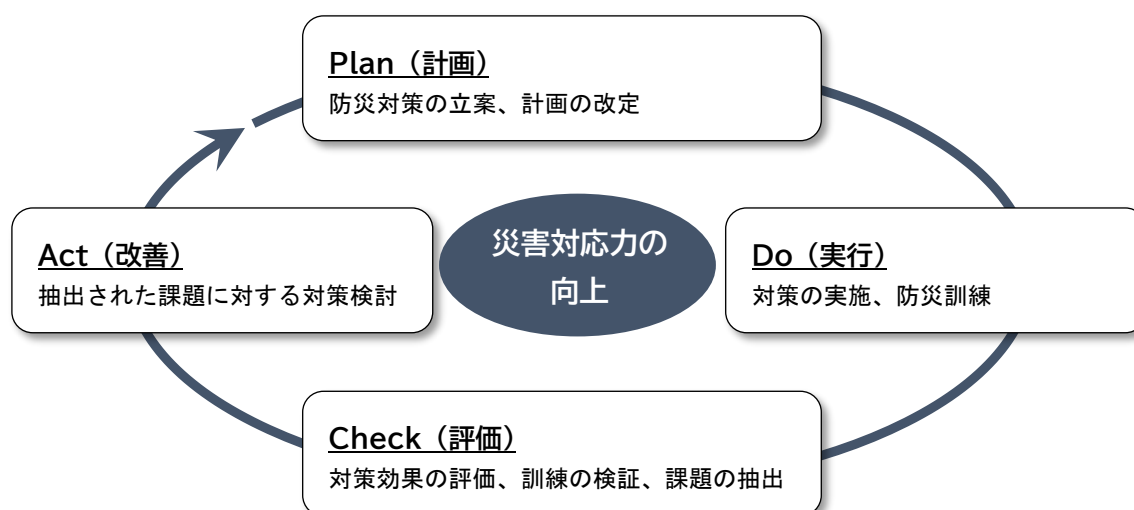


図 9.1 運用上のマネジメントサイクル

2 検討組織

本計画や各種訓練の実施等に関する検討を行う際は、庁内において総合的に防災対策を検討することを目的に設置されている「東京都北区防災対策調整会議」を活用する。

3 防災訓練・研修指針

図 9.1 に示す継続的改善を実践するため、地域防災計画（令和 6 年 3 月改定）第 2 部第 2 章 1－3 第 3 防災訓練の充実に掲げる訓練方針に基づき、次のとおり「防災訓練・研修指針」を定めるものとする。

（1）計画的な訓練の実施

訓練の種別及び実施責任者は、表 9.1 のとおりとし、各訓練の実施責任者は、年間実施計画を策定し、計画的に訓練を実施することとする。

表 9.1 訓練の種別及び実施責任者

	種別	内容	実施責任者
1	総合防災訓練	危機管理室が企画し、全庁的に実施する訓練	危機管理室長
2	各部訓練	各部が企画し、単独又は関係部署と共同で実施する訓練	訓練対象業務を主管する部の長

（2）各部訓練実施結果の報告

各部訓練実施責任者は、実施した訓練の内容、実施結果を危機管理室長に報告しなければならない。

（3）各部訓練実施結果の検証と記録

各部訓練実施責任者は、実施結果を踏まえた問題点の分析・解明を行い、検証結果を記録しなければならない。

（4）検証結果の反映

各部訓練実施責任者は、災害対策本部運営マニュアル及び災対各部運営マニュアル作成責任者等に対し、検証結果による各マニュアルの見直し、修正等について指示し、各マニュアルを改正し、所管部課長及び危機管理室長へ報告するとともに、部内職員への周知徹底を図らなければならない。

（5）各種マニュアルの活用

総合防災訓練実施責任者は、提出された各部のマニュアルを確認し、課題や検討が必要な点を訓練想定に取り入れた上で、当該訓練へ参加する部を指定する。

（6）研修の実施

全般的な防災に関する講義及び実技等の各研修は、危機管理室職員又は危機管理室が委託する研修講師が実施する。

東京都北区業務継続計画
＜オールハザード型＞
令和8年3月改定

発 行 東京都北区
発 行 日 令和8年3月
刊行物登録番号 7-1-104
編 集 危機管理室防災・危機管理課
東京都北区王子本町1-15-22
電話03(3908)8184